

南島原市こども計画

(令和7~11年度)

令和7年3月

南島原市

目 次

第1章 計画の概要

1	計画策定の背景及び趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	計画の策定体制	3
	(1) 南島原市子ども・子育て会議における審議	3
	(2) 南島原市子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート調査の実施	3
	(3) 長崎県子どもアンケート結果の活用	4
	(4) パブリックコメントの実施	4

第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く現状

1	人口等の動向	5
	(1) 人口の推移	5
	(2) 未婚率の推移	8
2	世帯数の推移	9
3	就労環境	11
	(1) 女性の年齢階層別労働力率	11
	(2) 母親の就労状況	12
	(3) 育児休業の取得状況	13
4	県子どもアンケート結果に見るこどもの意識等	14
	(1) 幸福度と将来の明るい希望の有無	14
	(2) 生活の中で困っていること、心配に感じる事	15
	(3) より良い学校・教育のために必要だと思うこと	16
	(4) 放課後に、あれば利用したいと思うところ	17
	(5) 今後の居住希望地	18
	(6) 将来、住む場所を選ぶ上で、特に大事にしたいこと	19
5	アンケート調査結果に見る子育て支援ニーズ	20
	(1) 子育てに関する不安や負担、悩み	20
	(2) こどもを健やかに生み育てるために、市に期待すること	21

第3章 計画の基本的な考え方

1	こどもまんなか社会の実現に向けて	23
2	計画の基本理念	23
3	計画の基本方針	24
4	施策の体系	24

第4章 こども施策の展開

1	ライフステージを通じた重要施策	27
(1)	こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	27
(2)	多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	28
(3)	こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	29
(4)	こどもの貧困対策	30
(5)	障がい児支援・医療的ケア児等への支援	32
(6)	児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	34
(7)	こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	36
2	ライフステージ別の重要施策	37
(1)	こどもの誕生前から幼児期まで	37
(2)	学童期・思春期	41
(3)	青年期	48
3	子育て当事者への支援に関する重要施策	50
(1)	子育てや教育に関する経済的負担の軽減	50
(2)	地域子育て支援、家庭教育支援	51
(3)	共働き・共育ての推進	52
(4)	ひとり親家庭への支援	53

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1	教育・保育提供区域の設定	55
2	教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	56
3	教育・保育の一体的提供等の推進と円滑な利用の確保	59
(1)	認定こども園の普及にかかる基本的考え方	59
(2)	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割等に係る 基本的考え方	59
(3)	教育・保育の質の向上	60
(4)	教育・保育施設の円滑な利用の確保	60
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	61
(1)	延長保育事業	61
(2)	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	62
(3)	子育て短期支援事業（ショートステイ）	63
(4)	地域子育て支援拠点事業	64
(5)	一時預かり事業（認定こども園における在園児対象型）	65

(6) 一時預かり事業（認定こども園における在園児対象型以外）	66
(7) 病児・病後児保育事業	67
(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）	68
(9) 利用者支援事業	69
(10) 妊婦健康診査	70
(11) 乳児家庭全戸訪問事業	71
(12) 妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）	72
(13) 妊婦のための支援給付交付金	73
(14) 産後ケア事業	74
(15) 養育支援訪問事業	75
(16) 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）	76
(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	77
(18) その他の事業への取組	77

第6章 計画を実現するために

1 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革	79
2 計画の推進体制	79
3 計画の進捗管理	79

※「こども」と「子ども」の表記について

我が国では、児童福祉法をはじめとする多くの法令で、18歳未満の者を「児童」と定義しており、それと同じ意味で「子ども」という表記が一般的に使われてきました。

一方、こども基本法では、年齢に区切りを置かず、「心身の発達過程にある者」を「こども」と定義しています。

本計画は、心身の発達過程にある方全てが支援の対象であることから、法令に根拠がある語を用いる場合、固有名詞を用いる場合、他の語との関係で「こども」以外の表記を用いる必要がある場合を除き、「こども」と表記します。

第 1 章

計画の概要

1 計画策定の背景及び趣旨

近年、全国的な少子高齢化の進展に加え、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等、こどもと子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、子育て家庭の子育てに対する負担や不安、孤立感が高まっており、こどもの育ちと子育てを、社会全体で支援していくことが求められてきました。本市においても、令和2年3月、それまでの第1期計画を見直し、「第2期南島原市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「前計画」という。)を策定し、引き続きこどもの健やかな育ちと保護者の子育てを支援する環境整備を進めてきました。

しかし、前計画策定後も全国的な少子化はさらに進行し、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への悪影響が懸念される課題が深刻になっています。国では、こうしたこども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、こども基本法を令和4年6月に公布、令和5年4月に施行し、同法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁が発足、令和5年12月には「こども大綱」と「こども未来戦略」が策定されました。

「こども大綱」では、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。また、「こども未来戦略」では、①若者・子育て世代の所得を増やす ②社会全体の構造や意識を変える ③全てのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく を戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指しています。

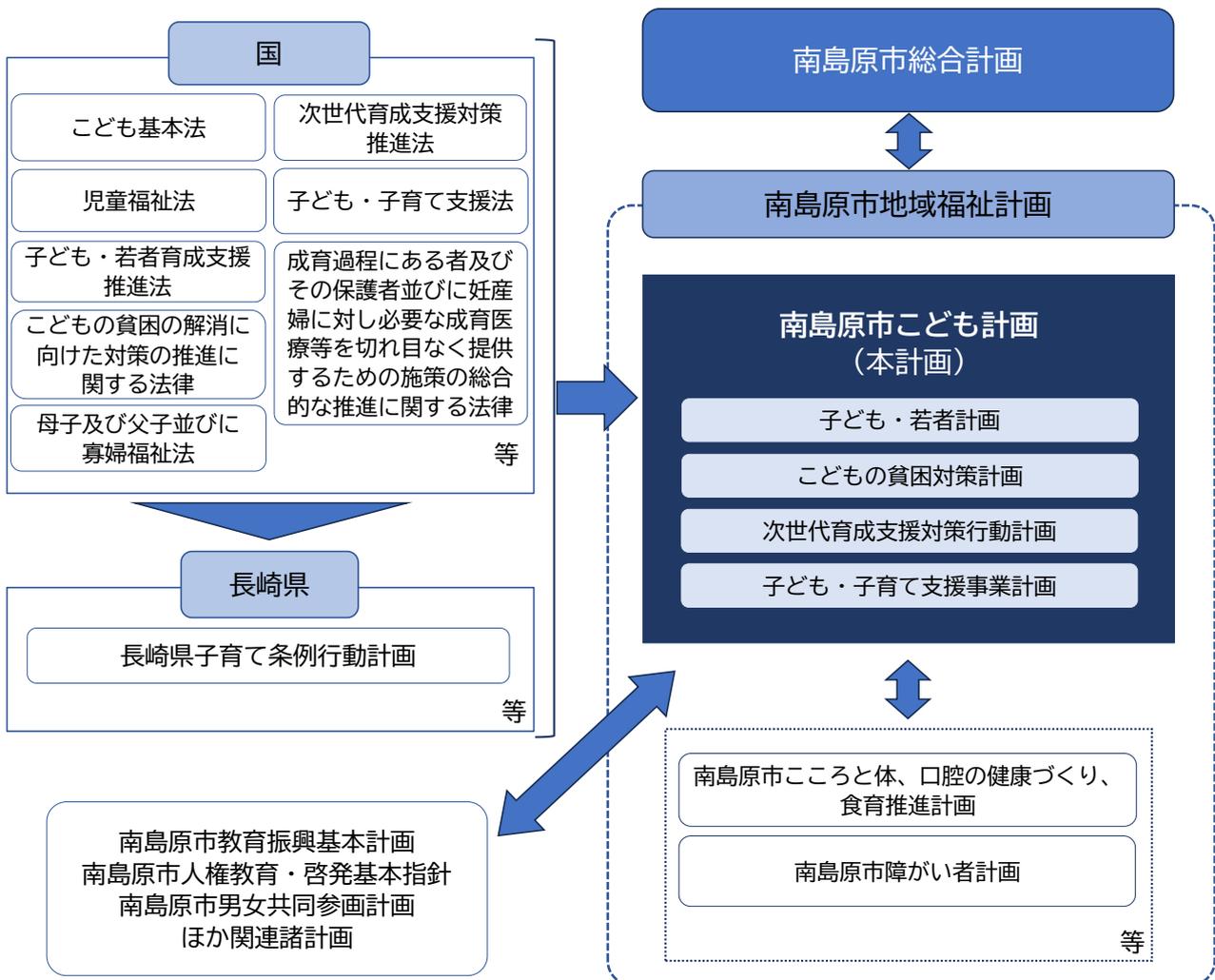
そこで、本市においても、前計画が令和6年度で期間満了となることを契機に、「こども基本法」と「こども大綱」を踏まえ、これまでの子ども・子育て支援施策にこどもの貧困対策や若者支援施策を加えた「南島原市こども計画」(以下、「本計画」という。)を新たに策定することとしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づく「市町村こども計画」として、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項の規定に基づく「市町村子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項の規定に基づく「市町村こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村次世代育成支援対策行動計画」、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を一体のものとした計画です。

また、策定にあたっては、本市の最上位計画である「南島原市総合計画」や、保健福祉分野の上位計画である「南島原市地域福祉計画」をはじめとする各種関連計画との整合性を図りました。

■計画の位置づけ



3 計画の期間

この計画は、令和7年度を初年度とし、令和11年度を目標年度とする5か年計画とします。

■計画の期間

(年度)

令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
第2期南島原市子ども・子育て支援事業計画 (令和2～6年度)					南島原市子ども計画 (令和7～11年度)				

4 計画の策定体制

(1) 南島原市子ども・子育て会議における審議

本計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ、子どもに関する施策の推進に係る検討を行うために、「南島原市子ども・子育て会議」において審議を行いました。

(2) 南島原市子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート調査の実施

計画策定にあたり、子育てに関する実態や意識、ニーズなどを把握し、計画策定のための基礎資料とする目的で、就学前児童及び小学生の保護者を対象に「南島原市子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート調査」を実施しました。

●子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート調査の実施概要

調査時期	令和6年2月			
調査対象者	南島原市在住の未就学児・就学児の保護者			
調査方法	郵送による配布・回収			
配布数		1,333件		1,051件
有効回収数	未就学児	579件	就学児	794件
有効回答率		43.4%		75.5%

(3) 長崎県子どもアンケート結果の活用

こどもの意見聴取の手段として、県が実施した「長崎県子どもアンケート」の結果を活用しました。市内からは小学生126人、中学生134人、高校生127人の計387人の回答がありました。

(4) パブリックコメントの実施

令和7年1月6日から令和7年1月31日まで計画案を公表し、それに対する市民から意見を求めるパブリックコメントを行いました。

第 2 章

こどもと子育て家庭を取り巻く現状

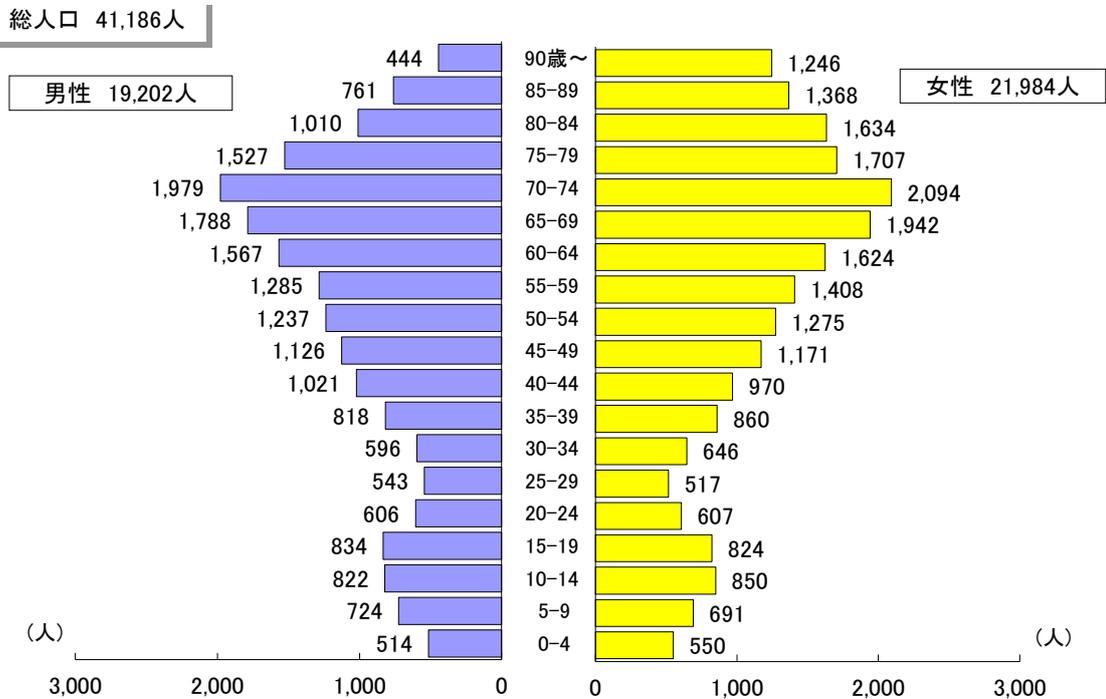
1 人口等の動向

(1) 人口の推移

①人口構造

本市の令和6年4月1日現在の総人口は、男性19,202人、女性21,984人の計41,186人です。人口ピラミッドを見ると、70代前半の人口が最も多く、20代後半と5歳未満の人口が最も少なくなっており、今後さらに少子化が進むことが懸念されます。

■人口ピラミッド（令和6年4月1日現在）



資料：住民基本台帳

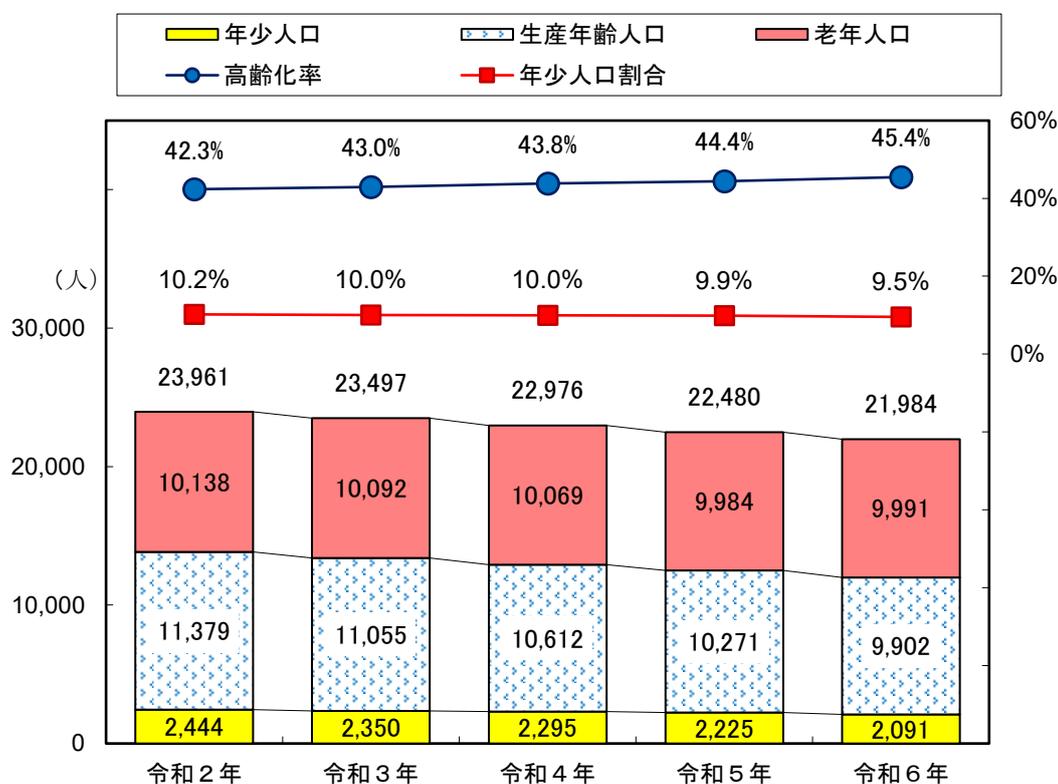
②年齢3区分別人口及び年少人口割合等の推移

令和2年以降の人口の推移を見ると、総人口は一貫して減少傾向にあります。

年齢3区分別に見ると、3区分ともに減少傾向にはありますが、年少人口(15歳未満)と生産年齢人口(15歳以上65歳未満)が減少の一途をたどっているのに対し、老年人口(65歳以上)は微減ないし横ばいとなっていることから、少子高齢化は着実に進行しています。

また、少子高齢化の進展に伴い、総人口に占める年少人口割合は低下、高齢化率は上昇を続けています。

■年齢3区分別人口及び年少人口割合等の推移



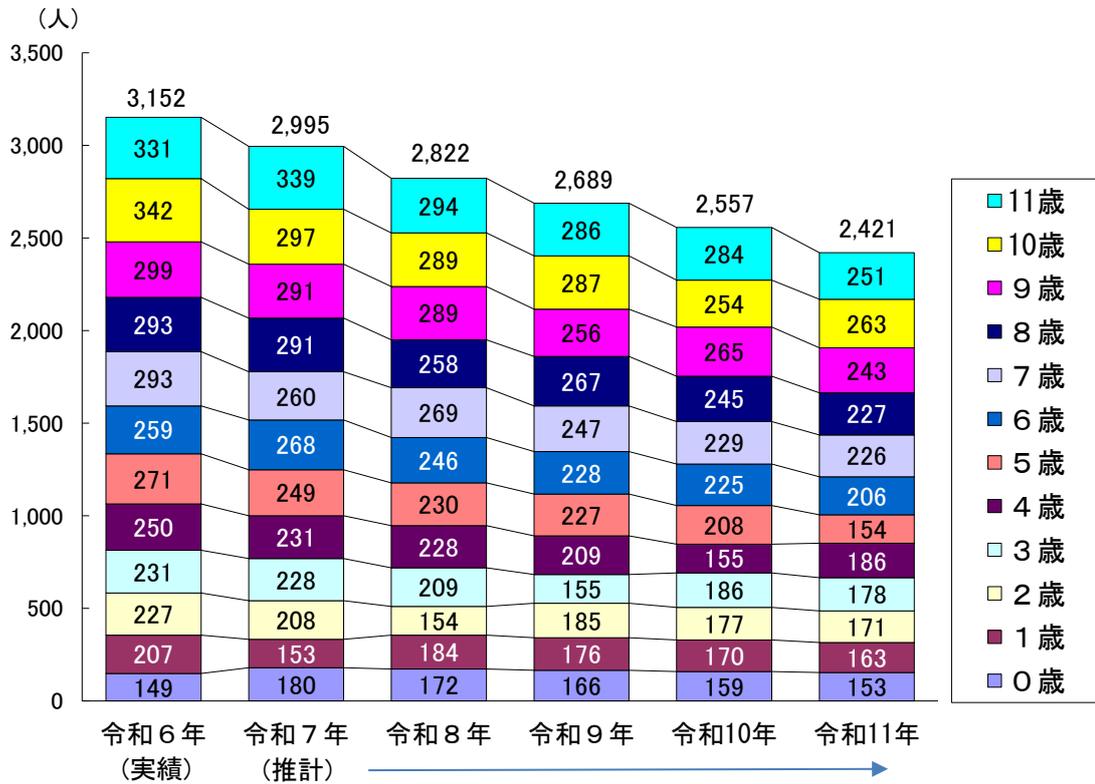
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③ 本計画期間中における 11 歳以下の児童人口の推計

令和2～6年の住民基本台帳の男女別各歳人口データに基づき、コーホート変化率法によって本市の人口推計を行いました。

そのうちの11歳以下の児童人口の推計結果は以下のとおりで、令和6年実績で3,152人であったのが、5年後の令和11年には2,421人となる見込みで、731人(23.2%)の減少となっています。

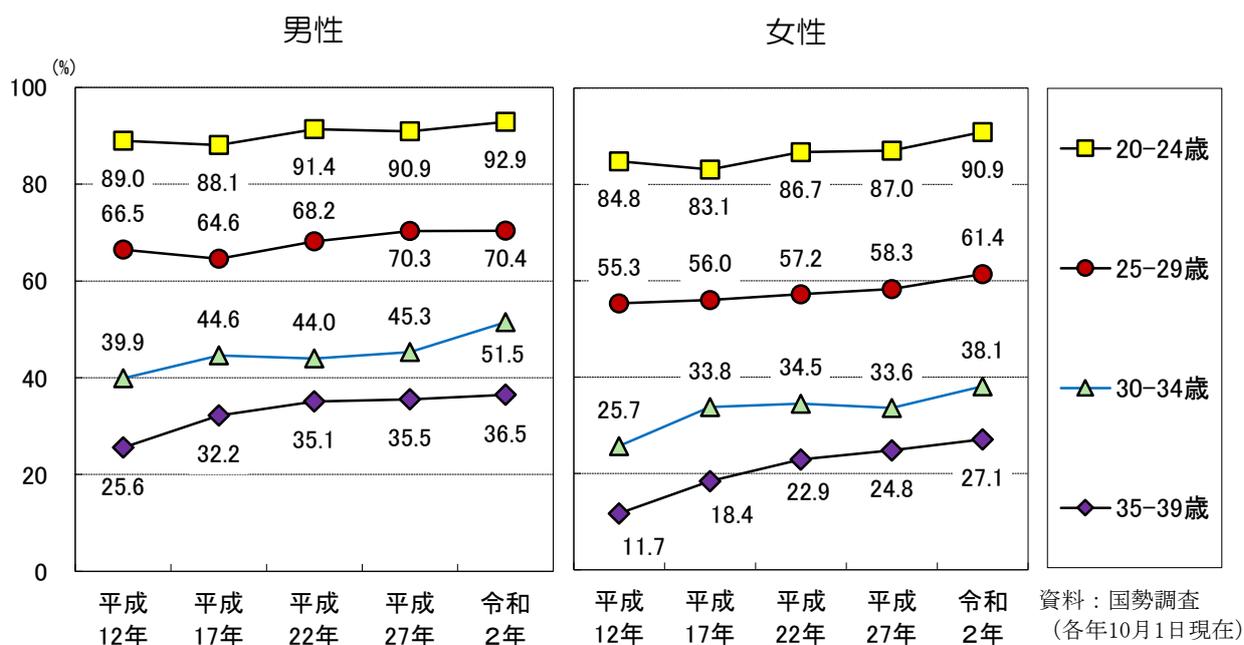
■ 11 歳以下の児童の各歳別人口推計結果



(2) 未婚率の推移

20～39歳の男女の未婚率の推移を5歳階層別に見ると、平成27年から令和2年にかけていずれの区分においても未婚率がさらに上昇しています。晩婚化・非婚化の傾向がさらに進んでいることがうかがえます。

■未婚率の推移



2 世帯数の推移

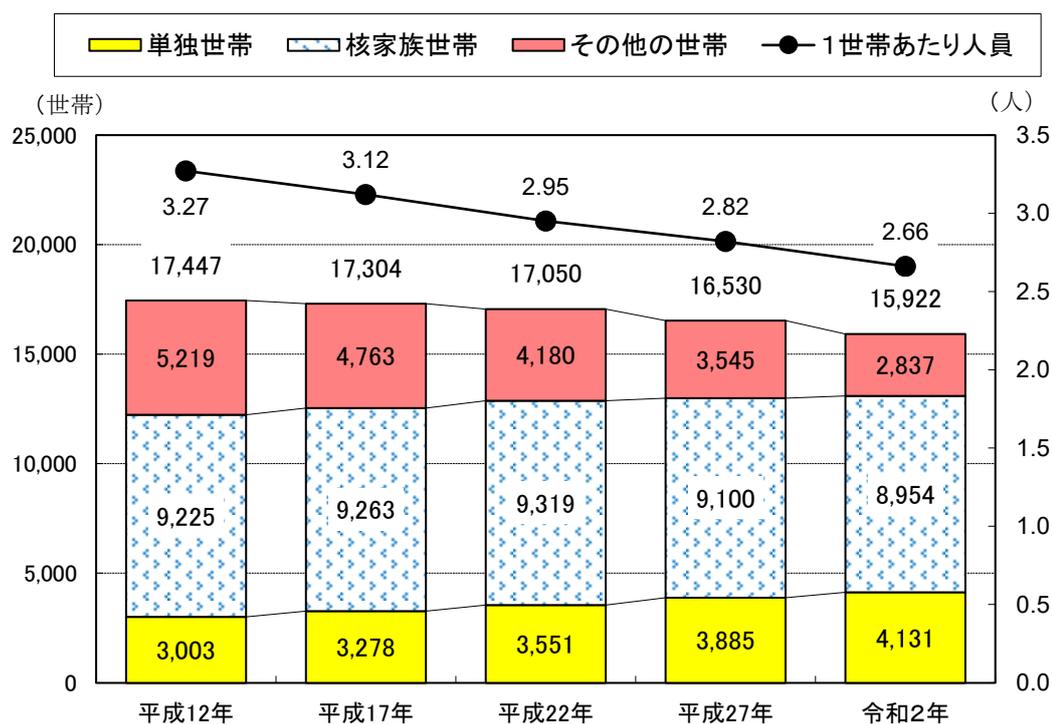
平成12年から令和2年までの20年間の一般世帯数(総世帯数から施設等の世帯数を除いたもの)の推移は下図のとおりで、一貫して減少傾向が続いています。

単独世帯の増加は続いています。三世代家族等その他の世帯は減少が続き、平成22年まで増加傾向にあった核家族世帯もその後は減少に転じています。

また、単独世帯の増加、三世代家族等その他の世帯の減少により、1世帯あたりの人員数も減少が続いており、令和2年は2.66人となっています。

一方、以前増加傾向にあった母子世帯数は、平成22年以降減少に転じており、令和2年では179件、父子世帯(18件)を含めたひとり親世帯は197件となっています(次ページ、「母子・父子世帯数の推移」参照)。

■一般世帯数の推移

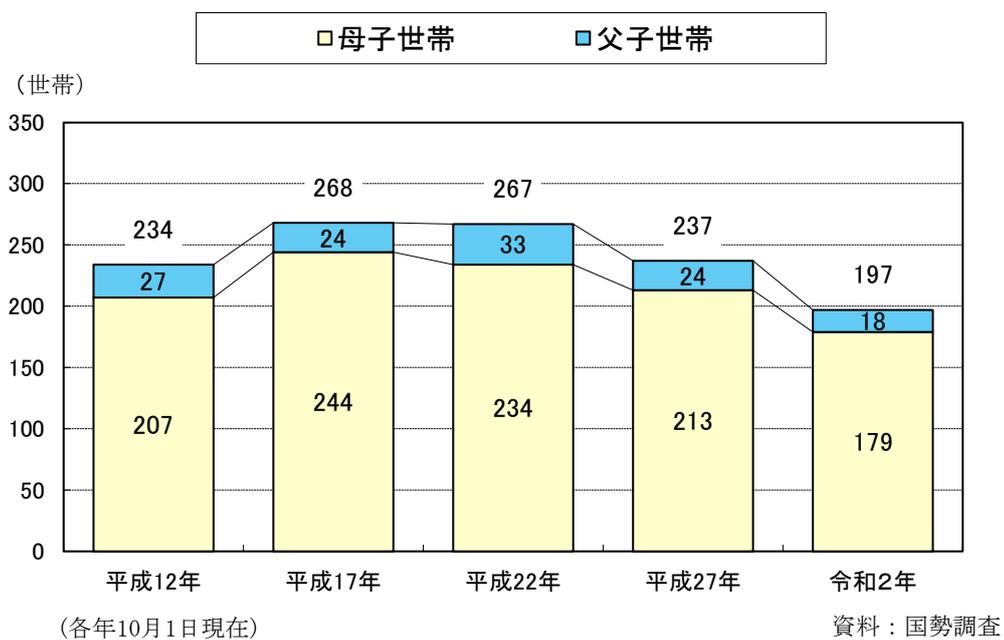


(各年10月1日現在)

※1世帯あたりの人員：総人口/一般世帯数

資料：国勢調査

■母子・父子世帯数の推移



3 就労環境

(1) 女性の年齢階層別労働力率※

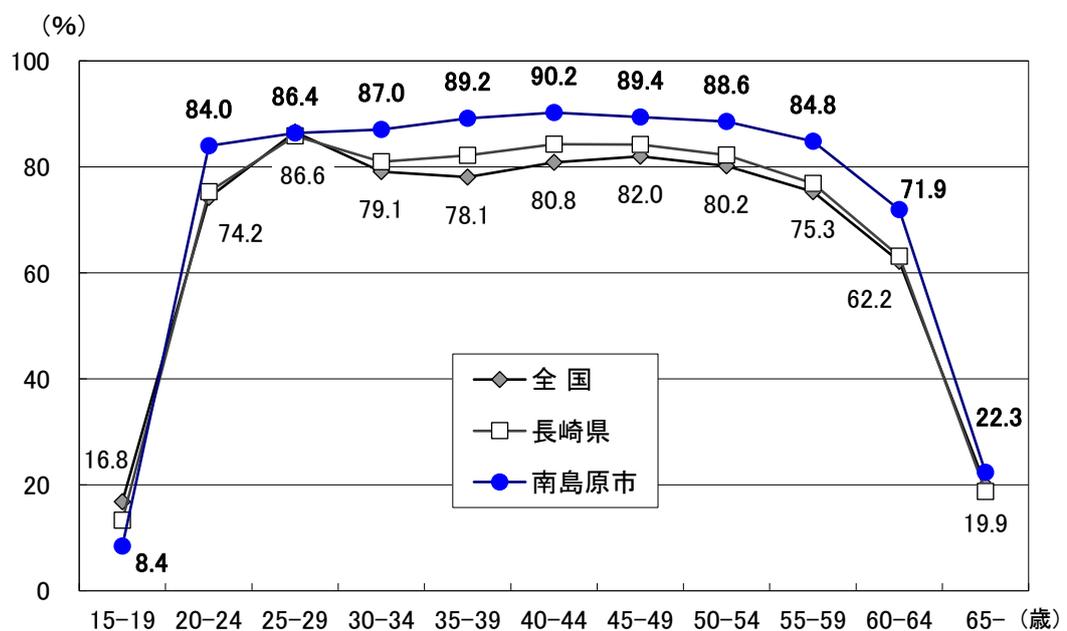
我が国の女性の労働力率を年齢階層別にグラフ化すると、下の国・県のグラフに見られるようないわゆる「M字カーブ」を描くのが一般的です。30代前半での労働力率の低下は、出産や育児による就労率の減少を、30代後半からの増加は、再就職等による就労率の上昇を示していると考えられます。

本市においても過去にはなだらかなM字カーブが見られましたが、令和2年においては完全にM字カーブが解消しています。

働きたい女性が家庭生活と職業生活を両立し、結婚、出産、育児期にも継続して働くことができる状況はそれ自体望ましいことですが、一方で、子育てに伴う経済的な負担の大きさが働かざるを得ない状況を生み出し、それが高い労働力率につながっている可能性も考えられます。

※年齢階層別労働力率：年齢階層別人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

■女性の年齢階層別労働力率（国・県との比較）



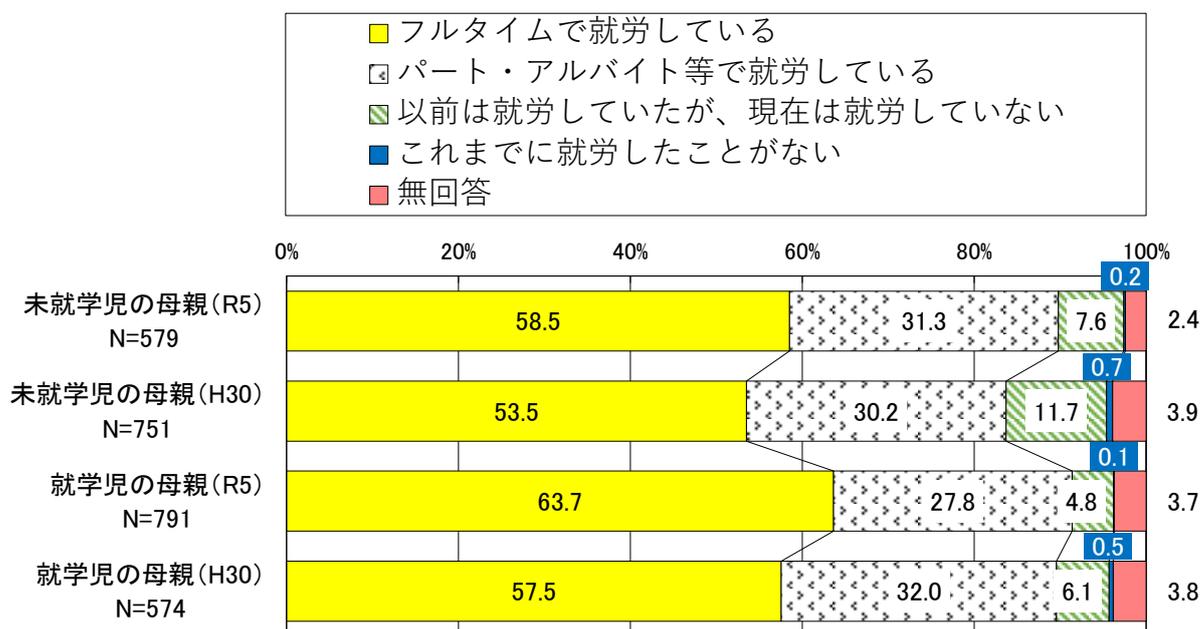
資料：令和2年国勢調査

(2) 母親の就労状況

アンケート調査の結果から母親の就労状況を見ると、未就学児の母親で89.8%、就学児の母親で91.5%の人が働いており、いずれも5年前に比べ割合が高くなっています。

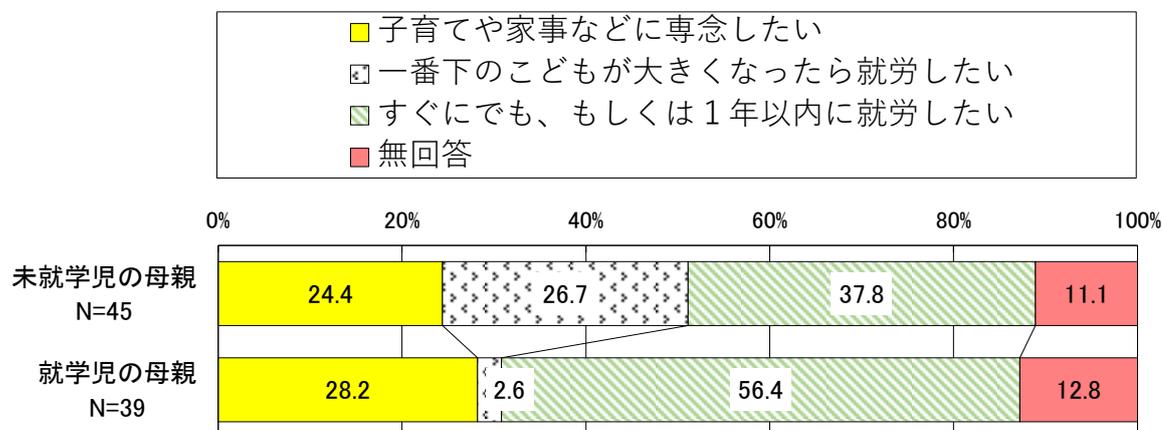
また、現在就労していない母親についても、その多くが「すぐにでも、もしくは1年以内に」または「一番下のこどもが大きくなったら」就労したいと考えていることがわかります。

■母親の就労状況（平成30年度調査結果との比較）



資料：子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート調査結果

■現在働いていない母親の就労希望（令和5年度）

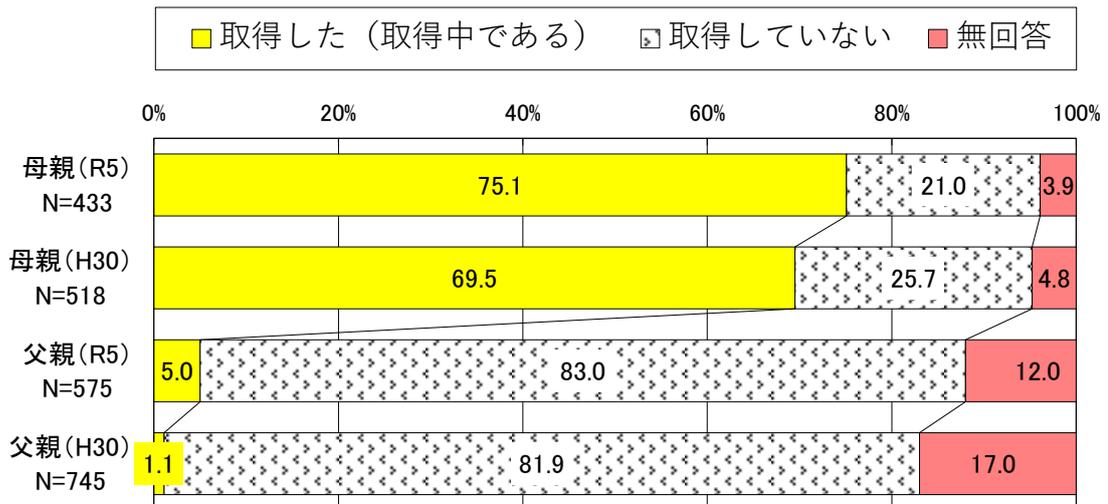


資料：子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート調査結果

(3) 育児休業の取得状況

アンケート調査の結果から、未就学児の保護者(働いていなかった人を除く)の育児休業の取得状況を見ると、「取得した(取得中である)」と回答した人は、母親で75.1%、父親で5.0%となっています。5年前に比べると、いずれも取得率は上昇していますが、父親の取得率は依然として低調です。

■未就学児の保護者の育児休業の取得状況(平成30年度調査結果との比較)



資料：子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート調査結果

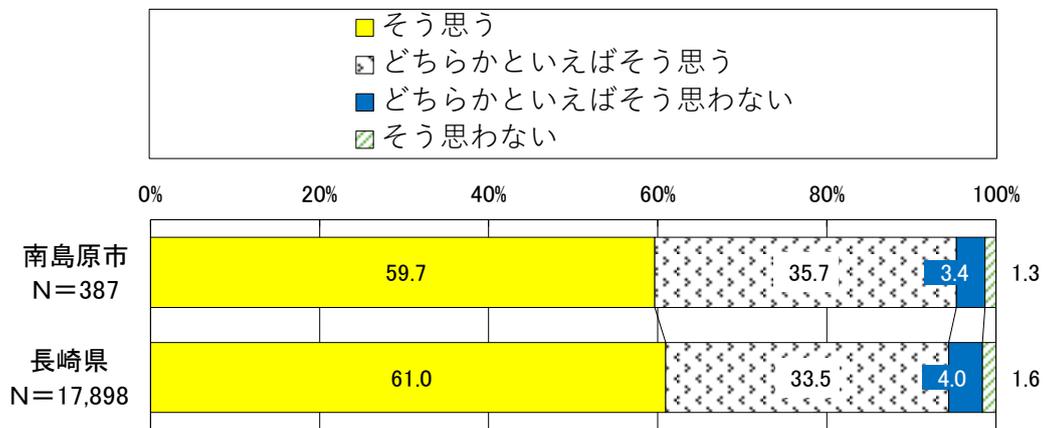
4 県子どもアンケート結果に見るこどもの意識等

(1) 幸福度と将来の明るい希望の有無

今、自分は幸せだと思うかという問いに対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した本市のこどもの割合は95.4%を占めており、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」と回答したこどもは4.7%となっています。

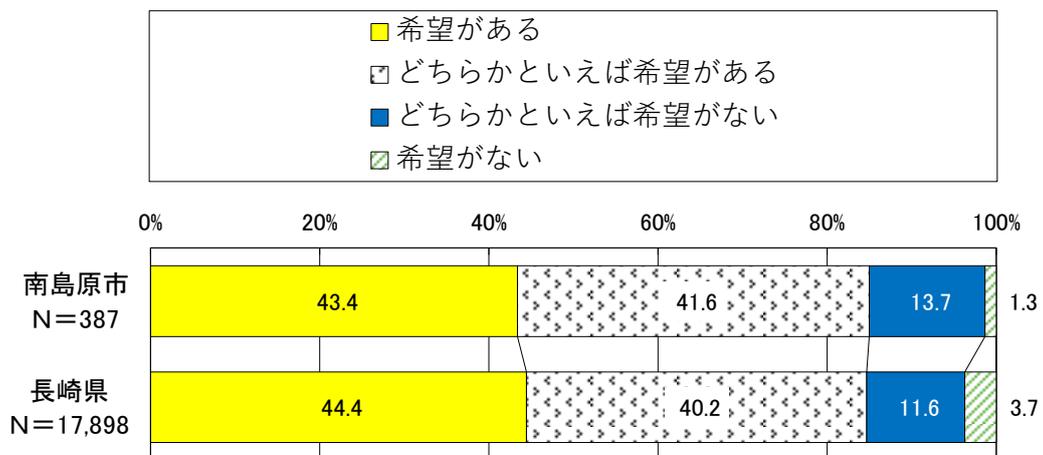
一方、自分の将来について明るい希望を持っているかという問いに対し、「希望がある」「どちらかといえば希望がある」と回答した本市のこどもの割合は85.0%で、残りの15.0%のこどもは「どちらかといえば希望がない」「希望がない」と回答しています。

■今、自分は幸せだと思うか



資料：長崎県子どもアンケート結果

■自分の将来について明るい希望を持っているか



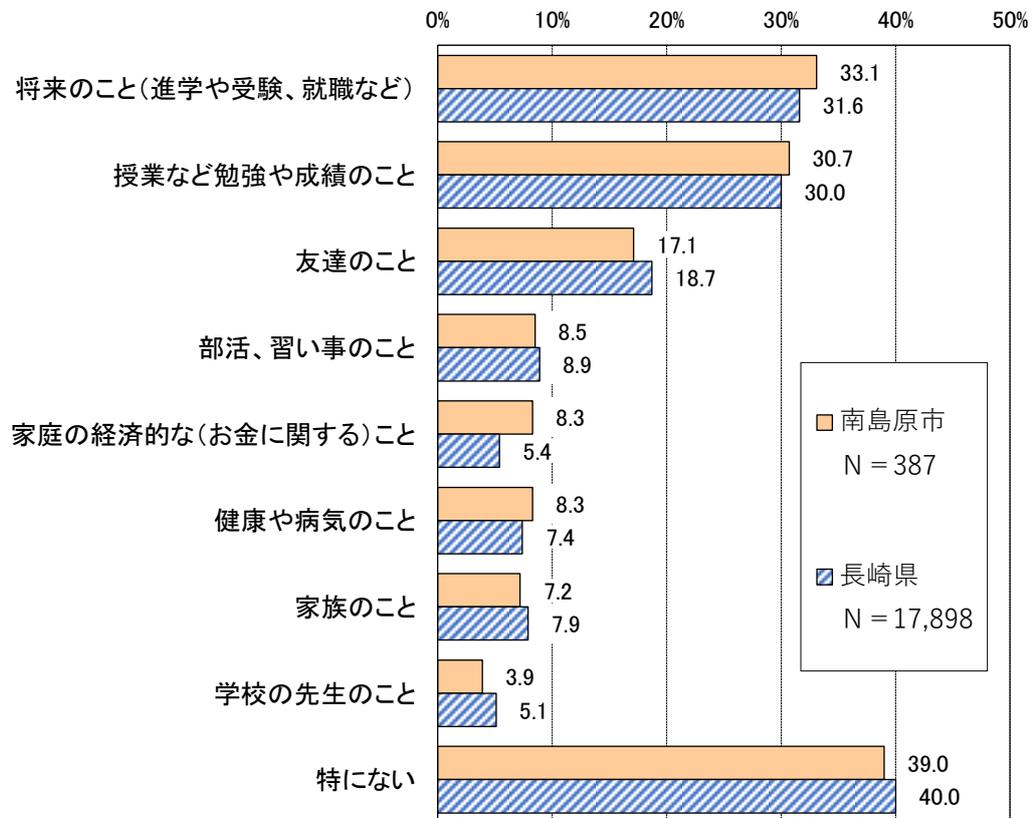
資料：長崎県子どもアンケート結果

(2) 生活の中で困っていること、心配に感じること

生活の中で困っていること、心配に感じることについて「特にない」と回答した本市のこどもは39.0%で、残りの61.0%のこどもは何らかの困りごとや心配に感じるこゝがあるということになります。

困っていること、心配に感じることとして最も多かったのは、「将来のこと(進学や受験、就職など)」(33.1%)で、「授業など勉強や成績のこと」(30.7%)がそれに続いています。

■生活の中で困っていること、心配に感じること

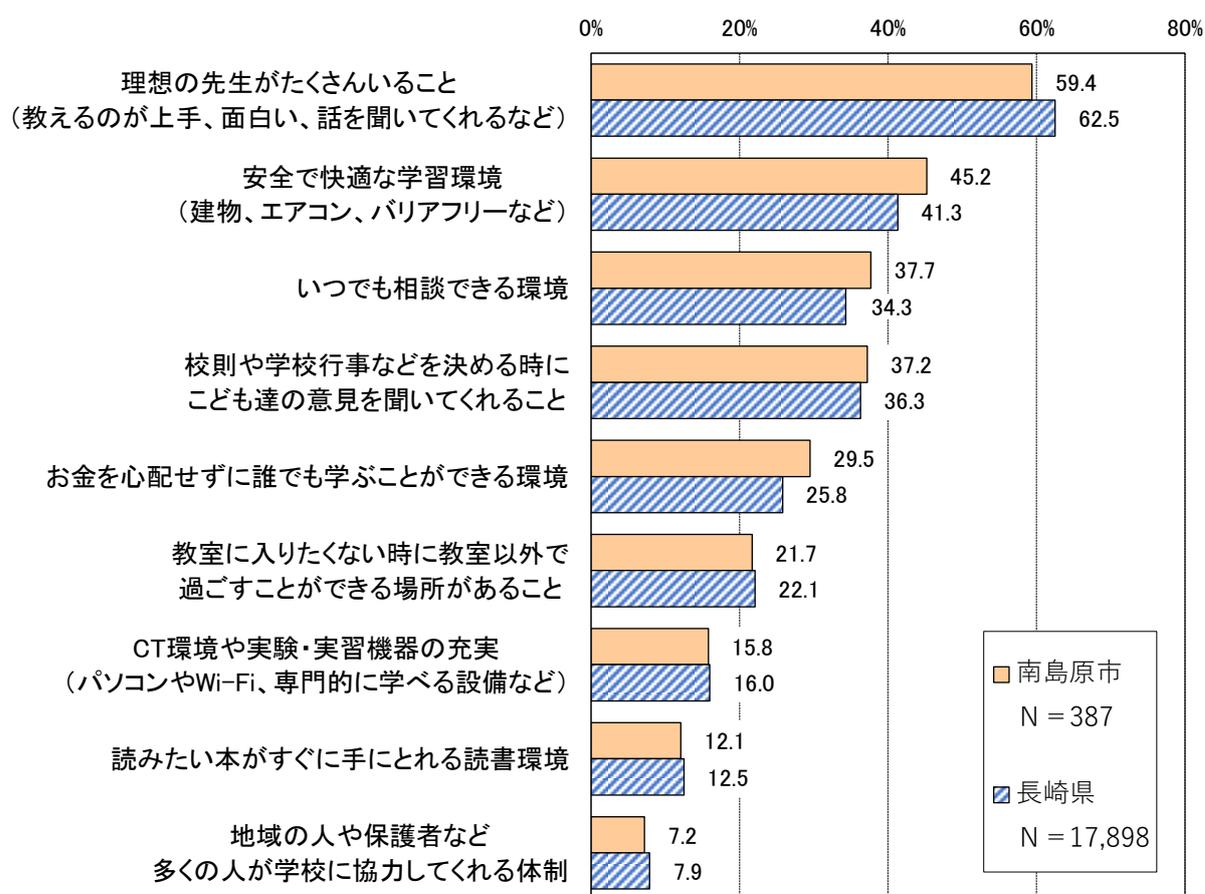


資料：長崎県子どもアンケート結果

(3) より良い学校・教育のために必要だと思うこと

より良い学校・教育のために必要だと思うことについては、「理想の先生がたくさんいること(教えるのが上手、面白い、話を聞いてくれるなど)」という回答が59.4%と最も多く、以下、「安全で快適な学習環境(建物、エアコン、バリアフリーなど)」(45.2%)、「いつでも相談できる環境」(37.7%)、「校則や学校行事などを決める時に子ども達の意見を聞いてくれること」(37.2%)と続いています。

■より良い学校・教育のために必要だと思うこと

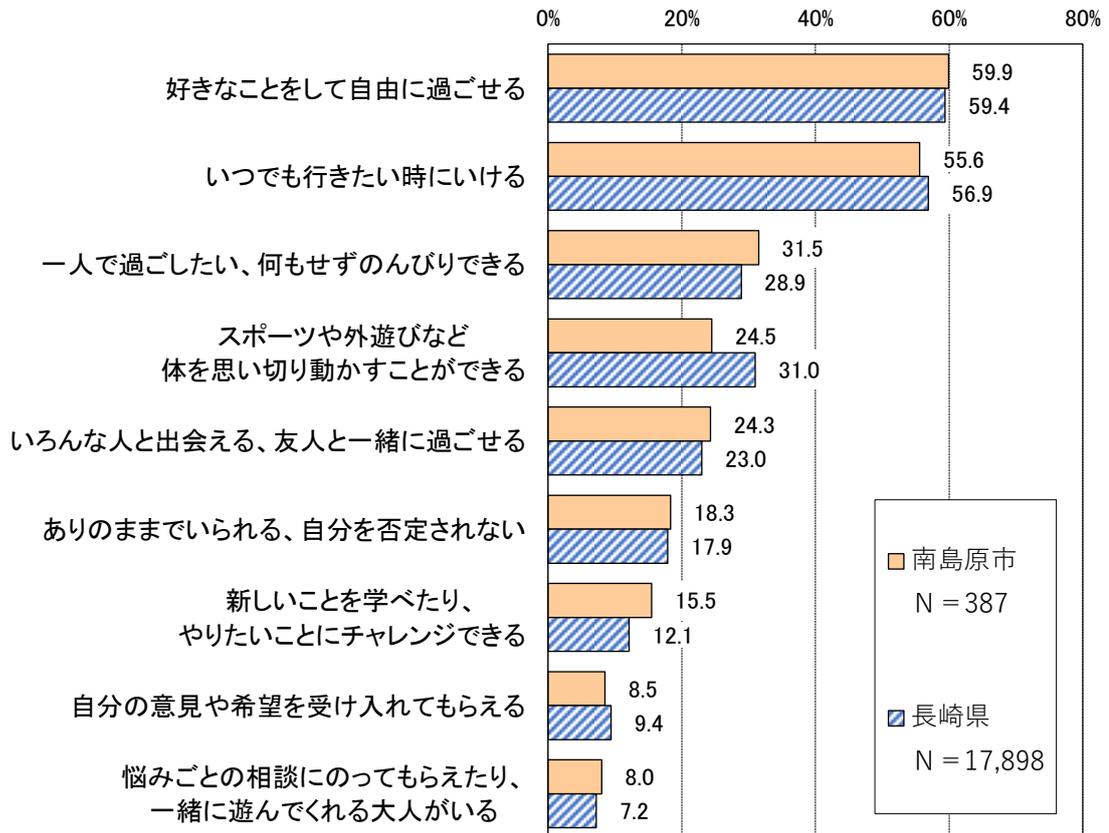


資料：長崎県子どもアンケート結果

(4) 放課後に、あれば利用したいと思うところ

自宅や学校(授業や部活、クラブ活動)以外で、放課後に、自分一人や友達と過ごすことができる場所として、あれば利用したいと思うところについては、「好きなことをして自由に過ごせる」ところが59.9%と最も多く、「いつでも行きたい時にいける」ところが55.6%で、それに続いています。

■放課後に、あれば利用したいと思うところ



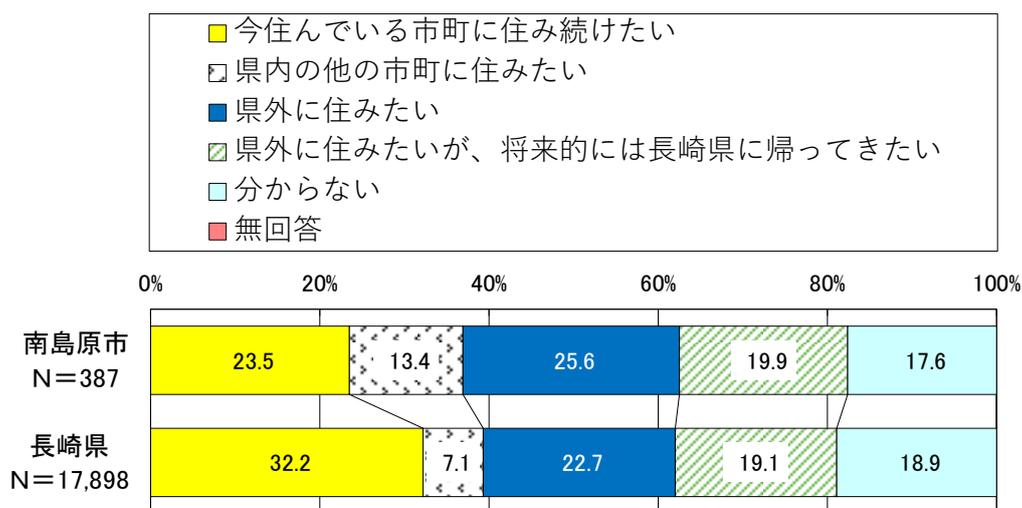
資料：長崎県子どもアンケート結果

(5) 今後の居住希望地

これからも長崎県に住み続けたいと思うかという問いに対しては、「県外に住みたい」という回答割合が25.6%と最も高く、次いで「今住んでいる市町に住み続けたい」という回答が23.5%となっています。

「今住んでいる市町に住み続けたい」という回答割合(23.5%)は、県全体の回答結果(32.2%)に比べ8.7ポイント低くなっています。

■これからも長崎県に住み続けたいと思うか

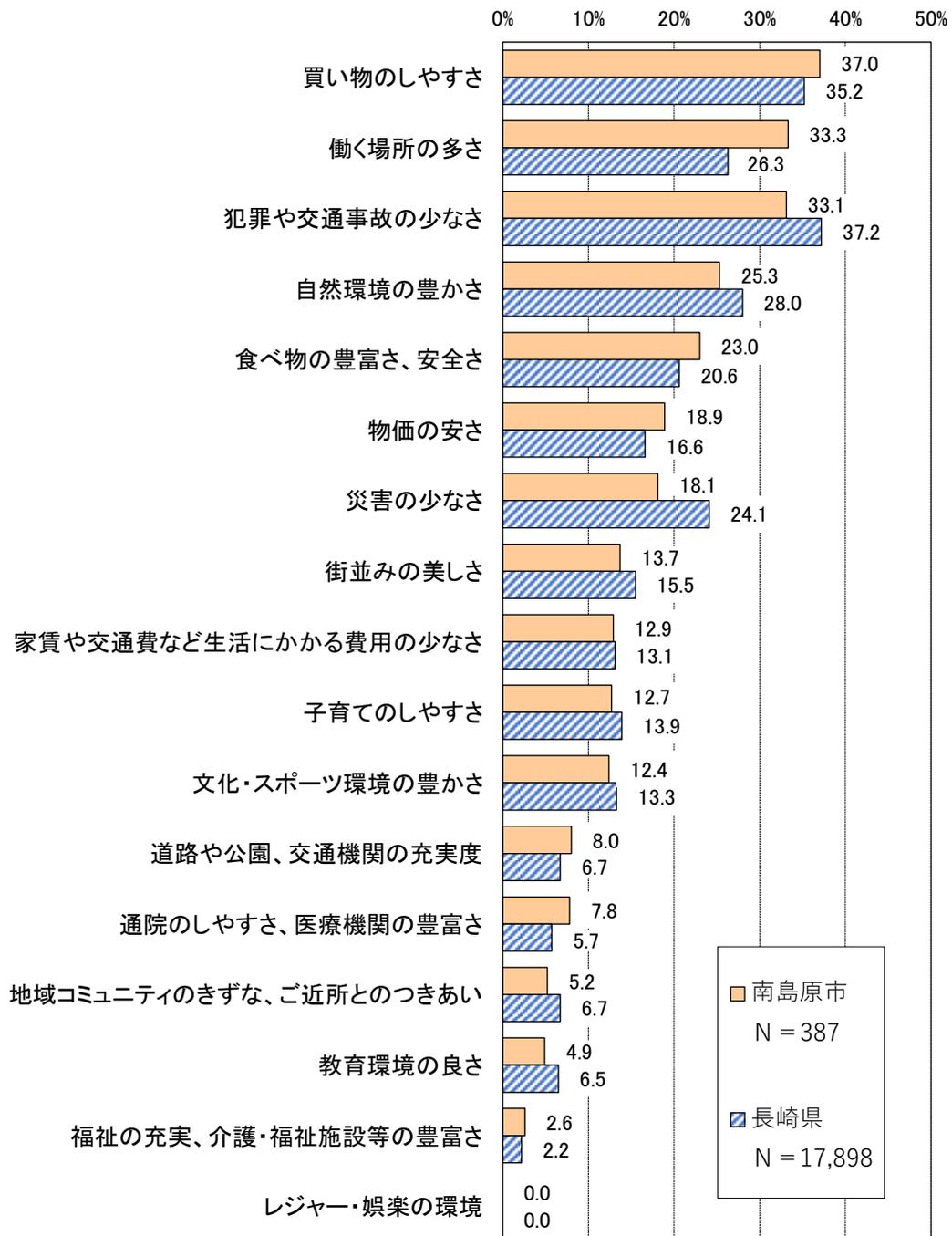


資料：長崎県子どもアンケート結果

(6) 将来、住む場所を選ぶ上で、特に大事にしたいこと

将来、住む場所を選ぶ上で、特に大事にしたいこととしては、「買い物のしやすさ」という回答割合が37.0%と最も高く、以下、「働く場所の多さ」(33.3%)、「犯罪や交通事故の少なさ」(33.1%)と続いています。

■将来、住む場所を選ぶ上で、特に大事にしたいこと



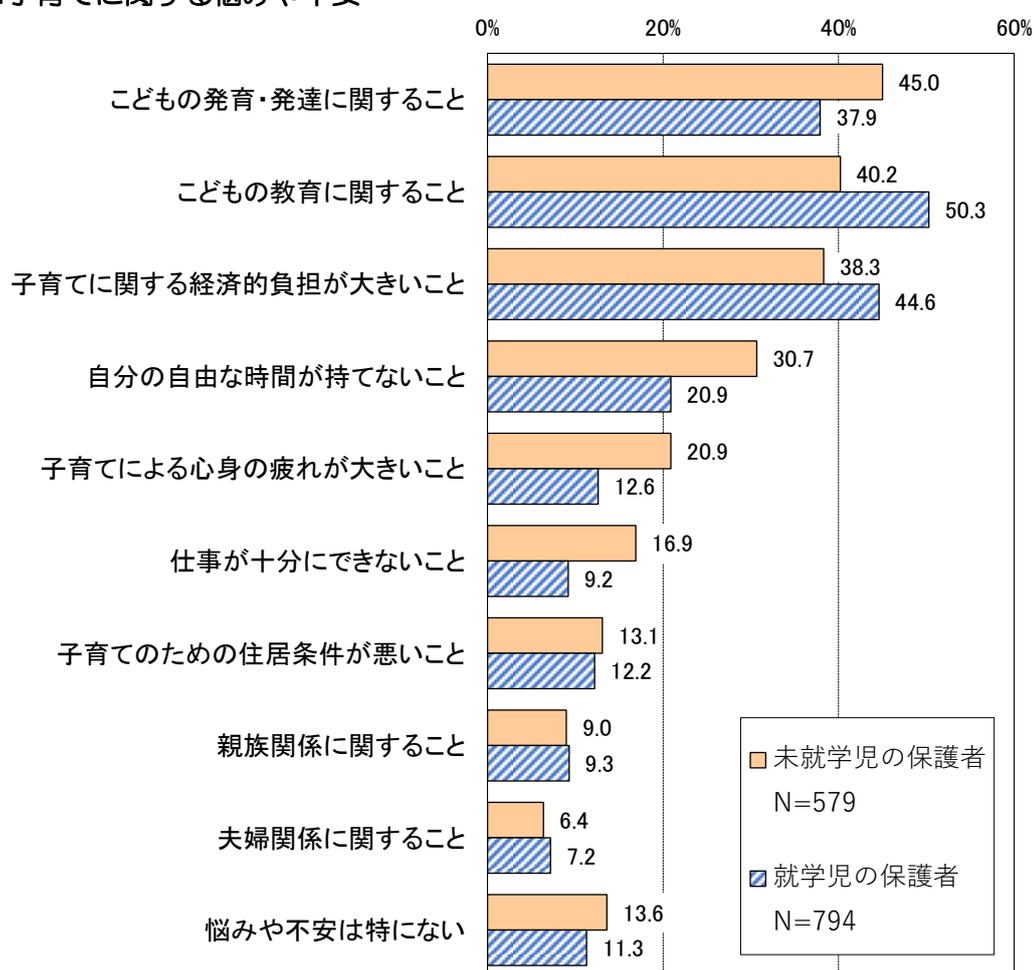
資料：長崎県子どもアンケート結果

5 アンケート調査結果に見る子育て支援ニーズ

(1) 子育てに関する不安や負担、悩み

未就学児の保護者と就学児の保護者では順位の違いはありますが、子育てに関する不安や負担、悩みの上位3項目は、「こどもの発育・発達に関すること」(未就学児: 45.0%、就学児: 37.9%)、「こどもの教育に関すること」(未就学児: 40.2%、就学児: 50.3%)、「子育てに関する経済的負担が大きいこと」(未就学児: 38.3%、就学児: 44.6%)となっています。

■子育てに関する悩みや不安

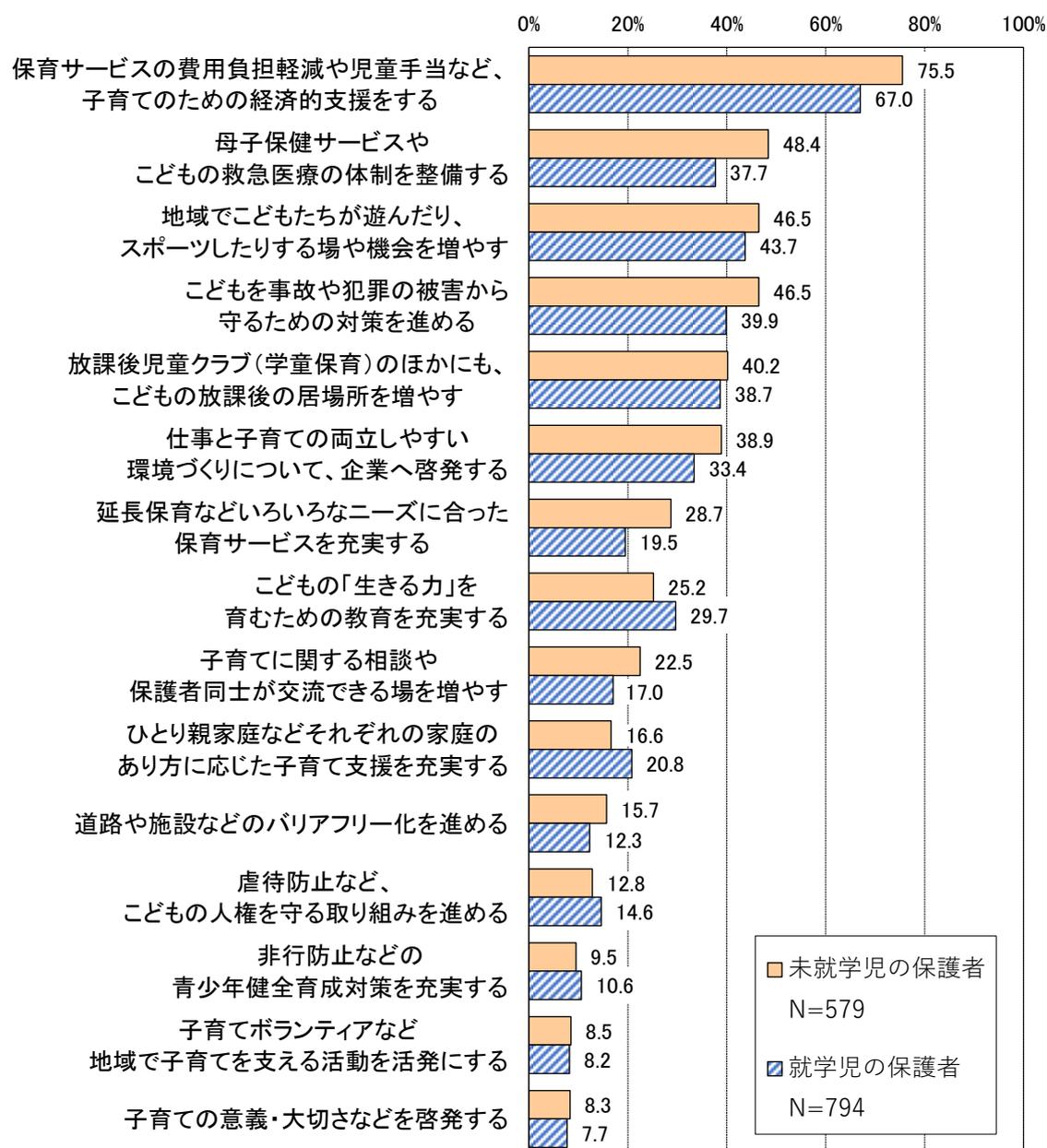


資料：子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート調査結果

(2) こどもを健やかに生み育てるために、市に期待すること

こどもを健やかに生み育てるために、市に期待することとしては、未就学児の保護者、就学児の保護者ともに、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援をする」が最も多く(未就学児:75.5%、就学児:67.0%)、未就学児の保護者では「母子保健サービスやこどもの救急医療の体制を整備する」が48.4%、就学児の保護者では「地域でこどもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会を増やす」が43.7%で、それに続いています。

■こどもを健やかに生み育てるために、市に期待すること



資料：子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート調査結果

第 3 章

計画の基本的な考え方

1 こどもまんなか社会の実現に向けて

こども大綱が実現を目指す「こどもまんなか社会」とは「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」を指します。

【こどもまんなか社会】

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神に則り、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。



2 計画の基本理念

こどもは家庭の希望であるとともに、社会の希望であり、南島原市の未来をつくる存在です。そして、こどもたちの明るい未来は、こどもたちの健やかな育ちがあつてのことです。父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しこどもたちを育てることが、家庭、地域、南島原市の明るい未来にもつながります。

本計画では、第1期子ども・子育て支援事業計画以来の基本理念を引き継ぎつつ、新たに定められたこども大綱を踏まえ、全てのこどもが等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども・若者施策の総合的な推進を図ります。

人の優しさにふれ
健やかで 夢を語れるこどもが育つまち
～こどもまんなか社会の実現を目指して～

3 計画の基本方針

こども大綱におけるこども施策に関する基本的な方針を踏まえ、本計画では、以下の5点を基本方針とします。

1. こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
2. こどもや若者、子育て当事者の視点を大切にし、その意見を尊重する
3. こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
4. 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
5. 若い世代が子育てを楽しめるよう、子育てをみんなで支える社会づくりに取り組む

4 施策の体系

本計画では、こども大綱を踏まえ、こども施策を以下のように3つに分類し、それぞれの取組を定めます。

1 ライフステージを通じた重要施策	
(1)	こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
(2)	多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
(3)	こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
(4)	こどもの貧困対策
(5)	障がい児支援・医療的ケア児等への支援
(6)	児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
(7)	こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

2 ライフステージ別の重要施策

- | | |
|-----|--|
| (1) | <p>こどもの誕生前から幼児期まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保 ② こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実 |
| (2) | <p>学童期・思春期</p> <ul style="list-style-type: none"> ① こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の充実 ② 居場所づくり ③ 心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ④ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 ⑤ いじめ防止 ⑥ 不登校のこどもへの支援 ⑦ 校則の見直し ⑧ 体罰や不適切な指導の防止 ⑨ 高校中退者への支援 |
| (3) | <p>青年期</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 高等教育の就学支援 ② 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組 ③ 結婚を希望する人への支援、結婚に伴う新生活への支援 ④ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実 |

3 子育て当事者への支援に関する重要施策

- | | |
|-----|--------------------|
| (1) | 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 |
| (2) | 地域子育て支援、家庭教育支援 |
| (3) | 共働き・共育ての推進 |
| (4) | ひとり親家庭への支援 |

第 4 章

こども施策の展開

1 ライフステージを通じた重要施策

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

我が国が「児童の権利に関する条約」を批准し、こどもの最善の利益を守り、健やかな発達とこども独自の権利を擁護することが合意されてから30年が経過しました。しかし、未だその正しい理解が十分に浸透したとは言えない状況にあります。こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」を実現するため、こどもの人権に関する理解促進や人権教育・人権啓発活動を推進し、こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有することを目指します。

また、権利の主体たるこども・若者には、自由に意見表明し、それが反映される権利が保障されなくてはなりません。こども基本法では、こども施策に対するこども等の意見反映の措置を取ることが義務付けられています。本市においても、こども家庭庁が取り組んでいる「こども若者★いけんぷらす」や「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」に基づき、こども・若者の意見表明ができる機会を確保し、市政に反映できる仕組みづくりに取り組めます。

施策項目	具体的な取組内容	主な担当課
①児童の権利に関する条約等の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●こどもの健全な成長を保障するためには、こどもを権利の主体者としてとらえることが重要であり、児童の権利に関する条約やこども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や普及啓発に努め、こども・若者が権利の主体であることの周知を図ります。 	こども未来課
②人権教育・啓発の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●こどもの発達の段階に応じ、人権の意義・内容について理解させるとともに、適正な人権感覚を育成し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」が実感できるように努めます。 	学校教育課 生涯学習課
	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭、学校、地域等の関係機関との連携を深め、社会全体で人権啓発を推進します。次世代を担うこどもたちには、継続した人権教育を推進します。 	市民課
③こどもの意見表明・参加に関する仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」を参考に、市政運営におけるこどもの意見表明・参加の仕組みづくりを行います。 	こども未来課

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

多様な遊びや体験は、こども・若者の健やかな成長の原点であり、言語や数量等の感覚、創造力や好奇心、自尊心、やり抜く力、折り合いをつける力など様々な能力を養うとともに、多様な動きを身に付け、健康を維持することにもつながります。

こども・若者が気軽に遊べる場所を確保するとともに、野外活動、文化活動、読書活動、ボランティア体験等、多様な体験機会の充実を図ります。

施策項目	具体的な取組内容	主な担当課
①遊びや体験の場の充実	●身近で気軽な遊び・集い・交流の場である公園や交流広場、グラウンドなど、こども・若者の自由な遊びの機会を確保します。	都市計画課 生涯学習課
	●仲間意識や協力の大切さなどを学べるよう、地域に住むこどもたちが、異年齢の遊び仲間とともに、多様な活動ができるよう、子ども会事業を推進します。	生涯学習課
	●本市の雄大な自然を活用し、こどもたちが楽しく自然に触れ合える自然体験事業ネイチャーを実施します。	生涯学習課
②公民館等での講座・教室の実施	●公民館や社会教育施設における講座や教室の開催により、親子の学びを支援します。	生涯学習課
③読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●市内の図書館・室において、読書のきっかけづくりとなる赤ちゃんや幼児・児童向けのお話し会や、親子で気軽に楽しめる図書館講座や図書館まつりを行うなど、こどもの読書活動を応援します。 ●親子のふれあいを大切に、子育てを楽しめる環境づくりのため、ブックスタート事業として絵本セットを配付し、家庭での読み聞かせや会話を楽しむ時間づくりを応援します。 	生涯学習課 こども未来課

(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

令和元年12月に施行された「成育基本法」に基づき、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することが求められています。周産期医療や小児医療の体制整備は主に県の責任で行われますが、こどもや若者への切れ目のない保健の提供は市の責任において行う必要があります。

本市では、令和6年4月に設置したこども家庭センターを中心に、こども・若者が、性と生殖に関する正しい知識を身に付け、将来こどもを産み育てる準備として栄養管理を含めた健康管理を行えるよう、プレコンセプションケア(出産前の健康管理)の取組を進めるとともに、妊娠前から子育て期まで切れ目なく母子保健サービスの提供に取り組みます。

施策項目	具体的な取組内容	主な担当課
①こども家庭センター事業の推進	●妊娠・出産・子育てについての総合相談窓口として妊娠届出時の面接相談、妊産婦や乳幼児に対する定期的な健康診査、生後4か月までの家庭への全戸訪問など、妊娠から出産、子育てまで切れ目なく保健サービスの提供と保健師等による専門的な相談支援を行います。	こども未来課
②プレコンセプションケアの取組	●プレコンセプションケアに関する啓発展示や、高校生・大学生を対象としたライフプランセミナーの実施など、様々な周知・啓発活動を行います。	こども未来課
③学校教育における性教育・健康教育の実施	●こどもの成長や発達の段階に応じた性教育と健康教育に取り組みます。	学校教育課 こども未来課

(4) こどもの貧困対策

「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」では、こどもの貧困の解消に向けた対策は、こどもの貧困がその家族の責任に係る問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として推進されなければならないとされています。

本市では、こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が親から子へと世代を超えて連鎖するいわゆる「貧困の連鎖」につながらないように、各種施策に取り組んできましたが、引き続き、貧困の状況にあるこどもの成育環境を整備するとともに、学習等の機会が失われることがないように、こどもの貧困対策を総合的、効果的に推進します。

施策項目	具体的な取組内容	主な担当課
①教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 貧困の世代間連鎖を解消するために、「学校」をこどもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、学校教育による学力保障、学校を窓口とした福祉関係部門等との連携、地域の人材を活用した学びの場づくり、就学前教育・保育支援などを通じて、総合的に対策を推進します。 ● 保育を必要とする子育て家庭のニーズに対応するため、こどもの成育環境や教育・保育体制の整備、改善・充実を図ります。 ● 教育の機会均等を保障するため、教育にかかる経済的負担の軽減を図ります。 	<p>学校教育課 こども未来課</p>
②生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者の自立支援のために、心身の健康を確保し、社会参加の機会等にも配慮しながら、相談事業の充実や情報提供を図るとともに、こどもの生活の支援として、地域力を活かした居場所づくりや食育など成長段階に応じた切れ目のない支援を実施します。 	<p>こども未来課</p>
③保護者に対する就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 貧困の状況にある世帯の生活を安定させるため、子育てと仕事の両立など、保護者が働きやすい環境づくりを行うとともに、ひとり親家庭の親の学び直しの支援やハローワークと連携した就労機会の確保、離職者等に対する就業相談等に関する情報提供を行います。 ● 貧困の連鎖を防止するために、こどもに労働に対する意識を持たせ、就業相談等の就労支援に取り組めます。 	<p>こども未来課</p>

施策項目	具体的な取組内容	主な担当課
④経済的な支援	<ul style="list-style-type: none">● 貧困の状況にある家庭の生活を下支えするため、法律等に基づき、生活保護費の支給や児童扶養手当などの各種手当の支給のほか、必要な資金の貸付等の経済的支援を行います。● また、生活困窮世帯等への医療費等の助成や教育費、生活費等の減免により、経済的な支援を行います。	保護課 こども未来課

(5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

我が国が平成26年に批准した「障害者の権利に関する条約」は、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がい者が社会に参加し、包容されることを促進することを目指して、障がい者の権利を実現するための措置等を規定しています。

同条約やこども基本法の趣旨を踏まえ、障がいのあるこども・若者や発達に特性のあるこども・若者について、それぞれの特性や状況に応じた支援を行うとともに、特別な支援を要するこどもと他のこどもと一緒に保育・教育を受けることのできるインクルーシブな保育・教育体制を推進します。

また、慢性疾患や難病を抱え、その治療が長期間にわたることにより、身体面、精神面、経済面で困難な状況に置かれているこどもやその家族を支援するため、医療費等の助成や相談支援を行います。

施策項目	具体的な取組内容	主な担当課
①乳幼児健康診 査、相談	<ul style="list-style-type: none"> ●月齢に相応した発育・発達状況の確認を行い、障がいや疾病の早期発見を図り、早期療育等、必要な支援につなげます。 ●保護者への育児支援のための情報提供や関係機関との連携した継続的な個別支援を実施し、保護者が一般的な発達段階や規則正しい生活習慣を理解できるよう努めます。 	こども未来課
②5歳児健康相 談	<ul style="list-style-type: none"> ●3歳児健診で発見が難しい発達障がいや、保護者の認識が得られず療育や支援ができなかった幼児に対して、臨床心理士や言語聴覚士による専門的な個別相談会を実施し、こどもと保護者が安心して就学を迎えることができるよう支援します。 ●専門機関への紹介、就学に向けた支援のため教育委員会との連携を図るなど、関係機関との連携を図ります。 	こども未来課
③言語相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ●言語発達に遅れのある幼児をもつ保護者に対し、その不安を解消するために相談日を設け、情報提供や言語聴覚士による専門相談を実施します。 ●支援が必要なこどもに対しては、早期に適切な治療及び療育を紹介し、関係機関と連携して支援します。 	こども未来課

施策項目	具体的な取組内容	主な担当課
④ 保育所等における障がい児の受入の推進	●障がいのあるこどもの保育を行う保育所等に対し補助金を交付し、保育所等における障がい児の受入の推進を図ります。	こども未来課
⑤ 児童発達支援や放課後等デイサービス、日中一時支援事業	●障がい児の日中や放課後等における居場所を確保するとともに、集団生活への適応訓練等の実施や、その家族の一時的な休息を図ります。	福祉課
⑥ インクルーシブ教育※の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●インクルーシブ教育※を推進するため、特別支援教育助手等を配置し、一人ひとりのこどもの実態に応じた学習支援や生活指導を行います。 ●学校や放課後児童クラブにおいて、看護師を配置するなど、医療的ケア児が安心して過ごし、学べる体制整備に努めます。 	学校教育課 こども未来課
⑦ 難病患者への支援	●難病のこどもとその家族に対して、福祉サービス、療養生活の支援等を行います。	福祉課

※インクルーシブ教育：人種や支援の要否に関係なく、全てのこどもが同じ場所で共に学びあう教育のこと

(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

児童虐待は、こどもの生命に関わるだけでなく、こどもの心身に深刻な傷跡を残し、身体面・知的面での発達の遅れや情緒面の不安定さ、自己肯定感の低下等、様々な悪影響を及ぼすもので、どのような背景や思想信条があっても決して許されるものではありません。その一方で、あらゆる子育て世帯が児童虐待と無縁ではないことも認識する必要があります。

子育てに困難を感じる家庭やこども自身の SOS を早期に把握し、支援していくため、こども家庭センターにおいて総合的な相談・支援を行うとともに、関係機関との連携の下、児童虐待の未然防止及び早期発見に努めます。また、こどもの養育に困難のある家庭に対して養育のサポートを行います。

一方、ヤングケアラーとは、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のことであり、18歳未満のこどもには限られません。ケアが日常化・長期化することにより、遊びや勉強、進学・就職の準備等の時間が失われたり、身体的・精神的に重い負担がかかる状態は、こども・若者の健やかな成長や社会的自立の妨げとなったりします。

ヤングケアラーの問題は、本人や家族が自覚していないことも多く、顕在化しづらいことを念頭に置いた上で、こどもや家族の思いに寄り添いながら、関係機関が連携してヤングケアラーを早期に把握し、適切な支援につなげていきます。

施策項目	具体的な取組内容	主な担当課
①児童虐待の未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ●産婦健康診査や乳児家庭全戸訪問などの事業を通じて、産後の母の心身の状況や育児の困り感などを把握するとともに、子育てに関する相談、情報提供及び養育環境の把握などを行い、児童虐待の未然防止を図ります。 	こども未来課
②南島原市要保護児童対策地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●市、児童相談所、保育所、学校、警察、医療機関等による代表者会議・実務者会議を開催し、情報共有や連携の強化について協議します。 ●必要に応じて個別ケース検討会議を実施し、支援対象児童等に関する具体的な支援の内容を個別に検討します。 	こども未来課

施策項目	具体的な取組内容	主な担当課
③養育のサポート	<ul style="list-style-type: none"> ●こどもの養育に支援が必要な家庭に対し、ヘルパーを派遣する「子育て世帯訪問支援事業」や、相談員を派遣する「養育支援訪問事業」、家庭での養育が困難な場合等に児童養護施設等で一時的に養育を行う「子育て短期支援事業」の実施により、家庭での養育をサポートします。 	こども未来課
④ヤングケアラーに対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ●市、児童相談所、保育所、学校、警察、医療機関等による代表者会議・実務者会議を開催し、情報共有や連携の強化について協議します。 ●必要に応じて個別ケース検討会議を実施し、支援対象児童等に関する具体的な支援の内容を個別に検討します。 	こども未来課

(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

小中高生における自殺者数は、全国的には増加傾向にあると言われていています。まだ人生の入口にいるこども・若者が命を自ら絶つことほど痛ましいことはなく、誰も自殺に追い込まれることのないよう、その対策に取り組む必要があります。

そこで、相談支援体制の充実や、自殺予防に関する教育や啓発の推進等、こども・若者の自殺対策を推進します。

また、近年、こどもが犠牲になる事件が数多く報道され、こどもたちが戸外で安心して安全に遊べる環境が損なわれつつあります。事件に遭遇したこどもたちは、心に深い傷を残すことも少なくありません。地域の大人たち一人ひとりが、「地域のこどもたちは地域の大人たちで守る」という強い共通認識をもって、学校・警察・各種団体等との連携による防犯活動を推進します。

施策項目	具体的な取組内容	主な担当課
①こどもの悩み相談	<ul style="list-style-type: none"> ●スクールカウンセラーや心の教室相談員を配置するとともに、必要に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣することによって、こどもが悩みを相談しやすい環境づくりに努めます。 	学校教育課
②自殺予防に関する教育・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●SOSの出し方や受け止め方に関する自殺予防教育を推進するとともに、自殺予防週間・自殺対策強化月間での啓発事業など、こころの健康づくりや自殺予防に関する周知・啓発を行います。 ●問題や悩みを抱えたこども・若者が孤立しないよう身近な人の悩みやSOSに気づき、見守ることのできるゲートキーパーの育成に努めます。 	学校教育課 福祉課
③地域ぐるみによる防犯活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●こどもをねらった犯罪を未然に防ぐため、自主防犯パトロールによる監視体制の強化など、通園・通学路や公園・広場等の地域環境の中で犯罪の発生しない環境整備を推進します。 ●不審者に対する対応指導や地域における防犯意識の高揚に資するため啓発活動を推進します。 	防災課

2 ライフステージ別の重要施策

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの誕生前から幼児期までは、こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期です。乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人ひとりのこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるようにしなければなりません。

① 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

母子がともに健康な生活を送ることができるよう、不妊症や不育症、出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や妊婦健診等による母子の健康管理の充実を図っていきます。

また、各種健康診査や予防接種の機会を通じて、乳幼児期におけるこどもの健康の確保に努めます。

施策項目	具体的な取組内容	主な担当課
①母子健康診査費用の助成	●妊娠中の母子の健康管理のため、健康診査費用の14回分全ての費用を助成します。母子健康手帳発行時に妊婦一般受診票(14回分)、乳児一般受診票(2回分)を配布するとともに、妊婦歯科健診についての必要性の説明やアンケートによる現状把握を実施します。	こども未来課
②妊婦健診結果を用いた産婦及び家族の生活習慣病予防	●妊娠中に高血圧や糖尿病になった産婦に対し、新生児訪問や乳児相談等にて、医療機関への受診勧奨や家族を含めた生活習慣病予防の保健・栄養指導を行います。	こども未来課
③妊産婦医療費助成費	●妊娠中や産後に必要な医療を受けた時の医療費の一部を助成します。	こども未来課

施策項目	具体的な取組内容	主な担当課
④産婦健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ● 出産後間もない時期の産婦に対して、母体の身体的機能の回復、授乳状況、精神状態等を把握し母子支援を行います。 ● 今後の支援が必要と判断される利用者に対しては、南島原市産後ケア事業を実施します。また、訪問指導や乳児相談の機会等で経過を支援します。 	こども未来課
⑤産後ケア事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 心身ともに不安定になりやすい出産後の一定期間における母子への心身のケア及び育児サポートを目的として、産後1年未満の産婦、その新生児及び乳児を対象に、訪問ケア、デイケア、ショートステイを実施し、費用を助成します。 	こども未来課
⑥保健師、助産師による新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子保健推進員等と連携して対象家庭を訪問し、母子の心身の状態の把握、保健指導、情報提供、不安軽減のために支援を実施します。 	こども未来課
⑦不妊・不育症に関する情報提供や相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 不妊・不育症に関する情報提供や相談支援を行うとともに、不妊・不育治療にかかる費用を助成します。 	こども未来課
⑧乳幼児健康診査、相談（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ● 月齢に相応した発育・発達状況の確認を行い、障がいや疾病の早期発見を図り、早期療育等、必要な支援につなげます。 ● 保護者への育児支援のための情報提供や関係機関との連携した継続的な個別支援を実施し、保護者が一般的な発達段階や規則正しい生活習慣を理解できるよう努めます。 	こども未来課
⑨幼児健診等における歯科衛生士による歯科指導	<ul style="list-style-type: none"> ● 乳児相談や幼児健診時に、歯科衛生士による口腔機能の発達、むし歯予防や歯みがき等に関する歯科指導を実施します。 	こども未来課
⑩幼児歯科健康診査、相談	<ul style="list-style-type: none"> ● 医師による歯科診察、歯科衛生士による歯科指導を実施します。幼児初期のむし歯を予防するとともに、心身の異常を早期に発見し、適切な支援を講じることで、健全な口腔衛生の普及啓発を推進します。 	こども未来課

施策項目	具体的な取組内容	主な担当課
⑪予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ●伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため、各種予防接種を実施します。定期的予防接種については、今後も接種勧奨に努めます。 	こども未来課
⑫小児生活習慣病予防教室	<ul style="list-style-type: none"> ●こどもの生活リズムの乱れや不規則な食生活の積み重ねによって引き起こされる生活習慣病の予防のため、申込みがあった学校にて、小中学生とその保護者・学校関係者を対象に、市の健康課題に応じて生活習慣病に関する講座を実施します。 	こども未来課
⑬子どもの生活リズムを守り隊	<ul style="list-style-type: none"> ●申込みがあった保育所や子育て支援センター等にて、乳幼児の保護者及び保育関係者を対象に、成長発達の基礎となる生活リズムに関する講座を実施します。早寝早起き等、家庭での見直しができるよう、正しい生活リズムの普及啓発を推進します。 	こども未来課
⑭お遊び教室	<ul style="list-style-type: none"> ●こどもの心身の発達に良好な関わりを学ぶ機会とし、育児不安等を抱えている親子に対して、必要な助言指導を行い、発達を促します。 ●母親同士の交流を図ることで、仲間づくりや、親子の絆づくりを深めていきます。 	こども未来課
⑮母子保健推進員活動事業	<ul style="list-style-type: none"> ●訪問時に、保護者の相談相手となり、子育て支援や健診未受診者への訪問を行うとともに、育児不安の軽減に努めます。 ●保健師及び栄養士と連携を図り、地域での子育て支援を推進するとともに、推進員の資質向上に努め、活動の充実を図ります。 	こども未来課
⑯小児科・産婦人科オンライン	<ul style="list-style-type: none"> ●オンライン上で小児科医、産婦人科医に、無料で病状等の相談を行います。 	こども未来課

② こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」に基づき、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、こどもの誕生前から幼児期までの心身の健やかな育ちを保障できるよう、こどもの育ちを切れ目なく支える環境整備を推進します。

施策項目	具体的な取組内容	主な担当課
① 就学前教育・保育の提供体制の確保と質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 待機児童が発生することなく、保護者の希望する教育・保育を提供できるよう、保育人材の確保等、提供体制の確保に努めます。 ● 保育士・幼稚園教諭に対する資質向上研修の実施や、教育・保育施設に対する指導監査・立ち入り調査の実施等により、就学前教育・保育の質の向上を図ります。 ● 必要に応じて施設整備（大規模修繕や改築など）や施設の環境改善を行い、こどもたちが安全で健やかに過ごせる環境を提供します。 	こども未来課
② 地域の子育て支援拠点・サービスの充実と利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園、保育所、認定こども園のいずれにも通っていないこどもの状況を把握し、地域子育て支援センターなど地域の子育て支援拠点・サービスの充実と利用促進を図ります。 	こども未来課
③ 幼保小の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼保小の関係者が連携し、こどもの発達にとって重要な遊びを通じた質の高い幼児教育・保育を実践するとともに、こどもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等、こども一人ひとりの様子を小学校に伝えることで、教員がこどもの特性を適切に把握し、教育に生かすことができるシステムの構築を図ります。 	こども未来課 学校教育課

(2) 学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期です。学童期のこどもには、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要です。

また、思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期ですが、一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛などに悩んだりする繊細な時期でもあります。思春期のこどもには、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されることのないよう支えていくことが重要です。

① こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の充実

これからの社会を生きるこどもたちには、「確かな学力」や「豊かな心と志」、「健やかな体」など、知・徳・体のバランスのとれた「人間力」の育成を図ることが重要です。日々の授業の充実を図るとともに、望ましい生活習慣の確立や家庭学習の習慣化を目指し、「生きるための学力」を身に付けさせるとともに、地域に根ざした教育を推進し、本市の将来を担う意欲ある人材を育成します。

施策項目	具体的な取組内容	主な担当課
①主体的・対話的で深い学びの実現	<ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒が学びの主体となる「主体的・対話的で深い学び」を実現し、単なる知識や技能の習得ではなく、自分で考え、判断し、表現できる力を育成するために、授業の質の向上に取り組めます。 	学校教育課
②教育DXの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●「情報活用能力」が「学習の基盤となる資質・能力」の一つとして位置づけられ、いわゆるSociety5.0時代を生きる児童生徒の教育には、デジタル技術の効果的な活用が求められていることから、これまでの教育実践とICTの活用を適切に組み合わせることで、児童生徒の情報活用能力を最大限に引き出します。 ●発達の段階に応じて、授業や家庭での学習用端末の活用を促進することによって、GIGAスクール構想を一層推進し、「誰もが、いつでも、誰とでも、自分らしく学べる」学習環境の構築を目指します。 	学校教育課

施策項目	具体的な取組内容	主な担当課
③外国語教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●グローバル化の進展に対応し、広い視野と国際感覚をもった児童生徒を育成するため、外国語指導助手(ALT)を中学校へ、英語指導助手(EAT)を小学校へ派遣し、児童生徒が「生きた英語」に触れられる機会を設け、外国語教育を推進します。 	学校教育課
④人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒の発達の段階を踏まえ、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決を図るための教育を推進するとともに、インターネットやSNSなどによるいじめを含めた人権侵害の実態把握に努め保護者や関係機関と連携した改善対策を推進します。 ●教職員自らが人権感覚を磨き、様々な人権課題について認識を深め、今日的な人権課題(障がいのある人、外国人、LGBTQなど)に対応できる実践力を付けるための各種研修会への参加、各学校での校内研修の実施を推進します。 	学校教育課
⑤キャリア教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒が明確な目的意識を持って主体的に自己の進路を選択できる能力を身に付けられるよう、発達の段階に応じたキャリア教育を推進します。 	学校教育課
⑥学校給食を通じた食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒に望ましい食習慣と食に関する実践力を身に付けさせるため、栄養教諭、学校栄養職員が各学校を巡回し、給食時間などを活用して食育指導を行います。 ●地場産品の学校給食への活用を推進し、そうめんなどの郷土食材を積極的に取り入れることで、地域の食文化への理解を深めるとともに、ふるさとを思う心を育てます。 	学校教育課
⑦性教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●命の教育の一環として、性教育を児童生徒の発達の段階に応じた時期と内容で実施します。実施に際しては、学校全体で共通理解を図り、保護者や地域の協力を得ながら進めることによって、よりよい家庭や社会づくりに向けて責任ある行動を実践することができる資質や能力を育てます。 	学校教育課

施策項目	具体的な取組内容	主な担当課
⑧地域に根ざした教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●総合的な学習の時間において、世界遺産学習をはじめとする「ふるさと学習」を実施するほか、こどもたちが市の歴史や歴史遺産の価値について正しい理解を得られるよう努めるなど、郷土に愛着と誇りを持った市民の育成を図ります。 	学校教育課
⑨コミュニティ・スクールの設置	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民、児童生徒の保護者などの学校運営への参画を促進します。この取組により、本市の将来を担う児童生徒を地域全体で育む「地域と共にある学校づくり」を推進するとともに、地域やこどもをめぐる課題解決のためのプラットフォームにもなり得る学校を核とした地域づくりを推進します。 	学校教育課
⑩体力向上支援事業等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ●長崎県教育委員会が主催する「フィットネスチャレンジながさき」や「体育学習サポーター派遣」、「元気アップファミリーフィット」などの体力向上支援事業等を積極的に活用します。 ●体育の授業などにおいて、仲間と協力して記録を目指したり、専門的な指導を受けたりする活動を通して、児童生徒に運動の本質的な楽しさを味わわせ、運動の習慣化を目指します。 	学校教育課
⑪部活動の地域移行	<ul style="list-style-type: none"> ●本市の部活動については、生徒数の減少や指導する教職員の負担など、課題があります。今後の中学校における部活動の望ましい在り方について、「南島原市部活動の在り方検討委員会」で協議し、順次部活動の地域移行が実現できるように努めます。 	学校教育課

② 居場所づくり

こどもは家庭を基盤とし、地域や学校など様々な場所において、安全・安心な環境の下、様々な大人や同年齢・異年齢のこども同士との関わりの中で成長する存在ですが、社会構造や経済構造の変化により、こども・若者が居場所を持つことが難しくなっています。

誰一人取り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づき、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進します。

施策項目	具体的な取組内容	主な担当課
①放課後児童クラブの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●共働き家庭などの児童を対象とした放課後児童クラブにより、児童の安全な居場所の確保と充実を図ります。必要に応じ施設整備を行い、こどもたちが安全に過ごせる環境を提供します。 	こども未来課
②放課後子ども教室推進事業「寺子屋21」の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●地域のこどもたちの安全・安心な居場所として、また、多様な経験を通して心身ともに健やかにこどもを育むため、放課後や週末などに様々なスポーツ・文化・学習活動を行う「寺子屋21」の充実を図ります。 ●放課後児童クラブと「寺子屋21」の連携や一体的な実施については、引き続き、協議・検討を行います。 	生涯学習課
③多様な居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●新たなこどもの居場所づくりとして、公民館や図書館などの社会教育施設で、地域の方の協力を得ながら、見守り活動や学習支援など、こども・若者にとってより良い居場所にしていきます。 	生涯学習課

③ 心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

思春期はこどもから大人になる転換期であり、この時期の様々な問題とそれに対する対応が、将来の結婚生活や健康に大きな影響を与えることから、生涯にわたる健康づくりの基盤として、また次代のこどもを生き育てる準備期間としても非常に重要な時期です。また、家庭の問題や自らの学業、学校環境、課外活動、人間関係などから発生する悩みやストレスに対処できる心の健康づくりも極めて重要です。

こどもたちが健やかに思春期を送れるよう、家庭、学校、地域等が連携して、人権尊重の精神に基づいた性教育や思春期健康教育の充実を図ります。

施策項目	具体的な取組内容	主な担当課
①学校における性教育等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●こどもの発達段階に応じ、小学校では、思春期における心と体の変化について学び、性教育の基礎的知識を身につけさせ、中学校から高校にかけては、人間の性に対する基礎的・基本的事項を正しく理解させるとともに、望まない妊娠を防ぐための避妊教育や、性感染症を防ぐための正しい知識の習得など、性教育の充実を図ります。 ●予期せぬ妊娠や性感染症等への適切な相談支援にも努めます。 	学校教育課

施策項目	具体的な取組内容	主な担当課
②学校における健康教育の充実	●学校における保健学習等を中心とした保健指導を充実させ、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培うとともに、薬物乱用・飲酒喫煙防止教育等、健康教育の充実を図ります。	学校教育課

④ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

こども・若者が社会の中で自立し、主体的に判断し責任を持って行動できるようにするために必要となる知識に関する情報提供や教育に取り組みます。

施策項目	具体的な取組内容	主な担当課
①消費者教育・金融経済教育の推進	●消費者教育の推進を図るとともに、金融経済教育を通じ、こども・若者の金融リテラシーの向上に取り組めます。	学校教育課
②ライフデザインを描けるようになるための啓発等	●様々な仕事やロールモデル※に触れる機会、社会人との交流の場、乳幼児と触れ合う機会などを創出しこども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、意識啓発や情報提供を行います。	学校教育課
③社会的・職業的自立の支援	●職場体験・インターンシップ等の体験的な学習活動を効果的に活用するなど、社会的・職業的自立に必要な資質・能力を身に付けることに資する取組を推進します。	学校教育課
④高校生キャリア教育事業	●市内高校生を対象に、社会人に通じるコミュニケーション力の向上や、個性を活かす自己プレゼン法といったプログラムに取り組めます。	生涯学習課

※ロールモデル：自分の成長を促すために規範となる人物のこと

⑤ いじめ防止

文部科学省によれば、いじめの認知件数は減少傾向にあるものの、いじめにより、生命、心身または財産に重大な被害があると認められる場合やいじめにより、相当期間欠席している場合など、いじめの重大事態件数は過去最大(令和4年度)となっているとされています。また、SNSにおいて、対象者だけを仲間外れにする、いわゆるネットいじめも増加しており、新しい形のいじめ問題への対応も求められています。

施策項目	具体的な取組内容	主な担当課
①いじめの解消	<ul style="list-style-type: none"> ●「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」が実感できるよう、いじめの未然防止教育を実践するとともに、「いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうる」という危機意識を教職員全員がもち、「いじめられている児童生徒を最後まで守り抜く」という強い意識のもと、学校、家庭、地域社会、関係機関等が一体となって、いじめ問題の解消を図ります。 ●いじめが判明した場合、人権に十分配慮しつつ、正確な情報把握に努め、保護者及び関係機関等と密に連携を取りながら、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた組織的な取組を進め、適切な対応によっていじめの解消を図ります。 	学校教育課

⑥ 不登校のこどもへの支援

本市の小中学校における令和6年3月31日現在の不登校のこどもは55人ですが、不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、不登校はどのこどもにも起こり得るものです。不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮することを基本的な考え方とする教育機会確保法の趣旨を踏まえ、全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう努めます。

施策項目	具体的な取組内容	主な担当課
①心の教室相談員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒が気軽に相談室を訪れて話をしたり、活動を共にしたりすることで、悩みやストレスを解消する手助けをする心の教室相談員を、必要に応じて各学校に配置します。 	学校教育課
②南島原市適応指導教室「つばさ」の運営	<ul style="list-style-type: none"> ●適応指導教室に指導員を配置することにより、心理的、情緒的な理由によって登校できない状態にある児童生徒に対して、個別や小集団での相談、指導を通して、学校への復帰や社会的な自立を目指した支援を行います。 	学校教育課

施策項目	具体的な取組内容	主な担当課
③スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置	●スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが児童生徒や保護者、教職員の相談対応や助言を行うとともに、心の教室相談員や教職員と連携することで、より充実した相談体制の整備を目指します。	学校教育課

⑦ 校則の見直し

校則は、各学校がそれぞれの教育目標を達成するために、学校や地域の状況に応じて、必要かつ合理的な範囲内で定めるものであり、校則の見直しを行う場合にはその過程でこどもや保護者等の関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましいことから、学校に対してその旨を周知します。

⑧ 体罰や不適切な指導の防止

体罰は学校教育法で禁止されており、また、生徒指導提要においても教職員による体罰や不適切な指導等についてはいかなるこどもに対しても決して許されないと示されていることを踏まえ、上記趣旨の周知等、体罰や不適切な指導の根絶に向けた取組を推進します。

⑨ 高校中退者への支援

高校を中退したこどもなどが高校卒業程度の学力を身に付けることができるよう、相談業務を通して高校を中退したこどもの高校への再入学・学びを支援します。

また、ハローワーク等が実施する支援の内容について情報提供を行うなど、就労支援や復学・就学のための支援を行います。

(3) 青年期

青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間として、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期であり、また、人生における様々なライフイベントが重なる時期でもあります。

青年期の若者が、自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組や若者に対する相談支援が求められます。

① 高等教育の就学支援

若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、高等教育段階の就学支援を行います。

施策項目	具体的な取組内容	主な担当課
①奨学資金貸付金	●学習意欲に富み、優れた資質を持ちながら、経済的理由により就学が困難である学生に対して奨学資金を無利子で貸与し、就学の支援を行います。	教育総務課
②奨学資金償還補助金	●若者の定住促進を図るため、本市の奨学資金を借りて学校を卒業後、市内に居住し、就労しているなどの条件を満たした人に対して、償還した奨学金の3分の2以内の金額を補助金として交付します。	教育総務課

② 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

若年層や UI ターン希望者の定住につながる雇用創出に向け、就業支援をはじめ、雇用の受け皿となる企業の誘致、既存企業等における雇用環境の充実を目指します。

施策項目	具体的な取組内容	主な担当課
①若者に対する就業支援	<ul style="list-style-type: none"> ●半島内高校生に対する地元企業のガイドブックの作成や、半島内地元企業の合同説明会の開催、合同企業面談会による企業と求職者のマッチング等、高校生の地元企業への就業を支援します。 ●市外進学者の地元企業への就職を増加させるため企業情報ガイダンスに加え、インターンシップ制度など職場体験等を通じた雇用の機会を創出します。 	商工観光課

③ 結婚を希望する人への支援、結婚に伴う新生活への支援

県事業との連携による婚活支援と、結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を行います。

施策項目	具体的な取組内容	主な担当課
①婚活事業	●独身者に様々な出会いの場を提供する「出会いの場コーディネート事業」やお見合いシステムの会員増への周知など、県事業と連携した婚活事業を展開します。	地域づくり課
②結婚新生活支援事業補助金	●新婚家庭のスタートアップを支援するため、新居の購入費や家賃、引越費用等の一部を補助します。	地域づくり課

④ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります。

こころのSOSサインに気づいた時の対処の仕方をはじめ、こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報、悩みや不安を抱える友達を相談支援やサポートにつなげることができるような情報等について学生を含む若者に周知します。

3 子育て当事者への支援に関する重要施策

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にあります。子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のためにも重要です。

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

子育て中の家庭は、教育費や医療費などの負担が大きいことから、その経済的負担を軽減するため、児童手当やこども医療費の助成、各種就学支援を行います。

施策項目	具体的な取組内容	主な担当課
①児童手当	●次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的にした制度として、児童手当の支給を行います。令和6年10月分(12月支給分)から、制度の抜本的拡充が行われ、支給対象児童の拡大や第3子以降の算定対象の拡大、第3子以降の手当額増額が実施されています。	こども未来課
②乳幼児・こども医療費支援事業	●乳幼児から高校生世代にかかる医療費の一部を助成し、子育て家庭の経済的負担の軽減と併せて福祉の増進を図ります。	こども未来課
③幼児教育・保育の無償化	●幼児教育の負担軽減を図る少子化対策と、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性により、令和元年10月から3歳児以上の保育料が無償化されています。本市では、第2子以降の保育料や保護者の負担となる副食費の費用についても無償とします。	こども未来課
④就学への支援	●こどもたちの就学に関し、安心して勉学に励むことができるよう、遠距離通学者や自転車通学者への通学支援、経済的な理由によって就学が困難な世帯への給食費や学用品費などの援助を行います。	学校教育課
⑤高等学校教育・高等教育への支援	●経済的な理由で就学が困難な学生に対して学資を貸与し、就学を支援します。	教育総務課

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

施策項目	具体的な取組内容	主な担当課
①地域の子育て支援拠点・サービスの充実と利用の促進(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園、保育所、認定こども園のいずれにも通っていないこどもの状況を把握し、地域子育て支援センターなど地域の子育て支援拠点・サービスの充実と利用促進を図ります。 	こども未来課
②家庭教育支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● こどもと親の育ちを豊かに支えるため、家庭教育支援コアサポーターを活用した、「初ママプログラムはじめのいっぽ」「親子ふれあいプログラムにほ・さんぽ」を実施し、0歳児からの読み聞かせや乳児とのふれあい方の実技、おしゃべり交流会を行います。 ● 子育てサロンの家庭教育支援員や地域の子育て支援者(保護者支援士)が、不安や悩みを抱くこどもと保護者などの相談に対応するための体制づくりに取り組みます。 	生涯学習課
③子育てに関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育てに関する地域の情報を広くタイムリーに提供するため、市の公式ホームページ上の子育て情報の充実と、公式SNSによる情報発信に努めるとともに、各種子育て支援サービスを利用するための子育てガイドブックや地域子育て支援センター発行の情報誌など、各種情報誌の充実を図ります。 	こども未来課
④一時的な保育関連サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所等における一時預かり事業や病児・病後児保育など、家庭での保育が一時的に困難となった場合等にこどもを一時的に預けられるサービスについて、利用者ニーズを踏まえて利便性の向上を図ります。 ● 月10時間程度の枠内で就労条件を問わず柔軟に保育所などを利用できる「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」については、令和8年度からの本格実施に向けて準備を進めます。 	こども未来課

(3) 共働き・共育での推進

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育を推進します。

施策項目	具体的な取組内容	主な担当課
①ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 仕事と生活の調和の実現に向けた社会的気運の醸成を図るために、ワーク・ライフ・バランスの理解と普及の促進に努めるとともに、長時間労働の是正等の働き方改革に向けての取組を推進します。 	<p>市民課 商工観光課</p>
②育児休業制度活用促進の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業が行う育児休業の取得促進や両立支援に関する各種支援制度などを企業にPRし、その活用を促進します。 ● 雇用保険の被保険者が育児休業を取得した場合に支給される育児休業給付等、育児休業制度について周知徹底を図り、育児休業を取得できる職場環境づくりの推進に努めます。 	<p>商工観光課</p>
③家庭内での固定的役割分担の解消に向けた啓発等	<ul style="list-style-type: none"> ● 根強く残る家庭内での固定的役割分担の意識を解消し、家庭においてコミュニケーションをよく図った上で男女が対等に役割分担を行えるよう、広報・啓発の充実に努めます。 ● 男性の意識啓発を目的とした広報や情報提供を行い、男性の家事や育児への参画を促進する取組を進めます。 	<p>市民課</p>

(4) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭では、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないこととなるため、住居、収入、こどもの養育等の面で様々な問題を抱えるだけでなく、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすいと言われています。

そこで、母子・父子自立支援員が、それぞれのひとり親世帯に寄り添った相談支援を行い、生活支援、経済的支援、就労支援等の最適な支援につなげることにより、ひとり親世帯の自立と安定した生活の実現を図ります。

施策項目	具体的な取組内容	主な担当課
①ひとり親家庭に対する相談体制・情報提供	●民生委員・児童委員や関係機関との連携を強化し、母子・父子自立支援員を中心に、ひとり親家庭が抱える様々な悩みや相談ごとに柔軟に対応できる体制を整えるとともに、それぞれのニーズに合った適切な情報提供に努めます。	こども未来課
②ひとり親家庭に対する生活支援	●ひとり親家庭が就学や疾病等の理由により一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合などに、家庭生活支援員を派遣して、日常生活支援を行います。	こども未来課
③ひとり親家庭に対する就労支援	●就職に有利な資格取得や職業能力の開発等を支援するための給付金を支給するなど、就労状況の改善に向けた支援を推進します。	こども未来課
④ひとり親家庭等に対する経済的支援	●ひとり親家庭等に対し、生活の安定と児童の福祉を向上させ、ひとり親家庭の自立を促進するために児童扶養手当を支給します。 ●ひとり親家庭の親及びこどもや、父母のいないこども等が医療保険による診療を受けた場合、その医療費の自己負担分の一部を助成します。	こども未来課

第 5 章

子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

国の基本指針では、市町村は教育・保育を提供する単位として、地理的条件や社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を設定することとされています。

前計画では、柔軟かつ現実的な需給調整を可能とするため、提供区域を「市全域」と決めました。市全域を提供区域とすることは、勤務状況に合わせた施設利用や、教育・保育の特性を踏まえた施設の利用等、利用者の細かなニーズにも対応しやすいという利点もあることから、本計画においても引き続き市全域を一つの教育・保育提供区域と設定することとします。

なお、地域子ども・子育て支援事業(区域設定が必要な事業)についても、それぞれの事業の性質上、教育・保育提供区域と合わせる必要がある、市で一律の支援体制を構築すべき、そもそも細かな区域設定になじまないなどの理由により、引き続き市全域を一つの提供区域と設定します。

2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

就学前児童の教育・保育について、幼稚園、保育所、認定こども園の利用実績やアンケート調査の結果により把握した利用希望などを踏まえ、計画期間内の「量の見込み」を設定します。そして、「量の見込み」に対する「確保方策」を設定することで、ニーズに見合った提供体制の確保を目指します。

また、教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」については、子ども・子育て支援法に基づき、保育の必要性や年齢により区分された下記の認定区分ごとに設定します。

認定区分	内 容	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する児童 (保育の必要性無)	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労等の理由により 保育を必要とする児童 (保育の必要性有)	保育所・認定こども園・ 地域型保育事業所 [※]
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労等の理由により 保育を必要とする児童 (保育の必要性有)	

※ 認定こども園…幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設として、県から認定を受けた施設。

※ 地域型保育事業所…市から認可を受けた家庭の保育事業所、小規模保育事業所、居宅訪問型保育事業所、事業所内保育事業所。

【現状】

本市内には、現在保育所が22施設、認定こども園が9施設あり、総利用定員は保育所850人、認定こども園605人、合わせて1,455人となっています(令和6年4月1日現在)。

【量の見込みと確保方策】

アンケート調査の結果と近年の実績に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

本市では、少子化による児童人口の減少という要素と家庭環境の変化などによる子育て支援サービスのニーズ増大という要素の両方が存在する状況ですが、本計画期間中は前者の影響の方がやや大きくなり、保育の量は少しずつ減少していくと見込まれます。

(単位:人)

		令和7年度					令和8年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み		60	643	105	150	200	56	606	100	180	150
確保 方 策	幼稚園	0	/	/	/	/	0	/	/	/	/
	認定こども園	171	367	69	95	113	171	367	69	95	113
	保育所	/	343	77	93	117	/	343	77	93	117
	地域型保育事業	/	/	0	0	0	/	/	0	0	0
	合計(②)	171	710	146	188	230	171	710	146	188	230
②-①		111	67	41	38	30	115	104	46	8	80

		令和9年度					令和10年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み		50	536	97	170	180	48	497	93	165	172
確保 方 策	幼稚園	0	/	/	/	/	0	/	/	/	/
	認定こども園	171	367	69	95	113	171	367	69	95	113
	保育所	/	343	77	93	117	/	343	77	93	117
	地域型保育事業	/	/	0	0	0	/	/	0	0	0
	合計(②)	171	710	146	188	230	171	710	146	188	230
②-①		121	174	49	18	50	123	213	53	23	58

		令和11年度				
		1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳
①量の見込み		44	471	89	160	168
確保 方 策	幼稚園	0	/	/	/	/
	認定こども園	171	367	69	95	113
	保育所	/	343	77	93	117
	地域型保育事業	/	/	0	0	0
	合計(②)	171	710	146	188	230
②-①		127	239	57	28	62

1号認定については、計画期間における利用者の最大見込み人数は令和7年度の60人で、現在の認定こども園(教育部分)の総定員は171人であることから、現在の体制で対応可能です。

2号認定については、計画期間における利用者の最大見込み人数は令和7年度の643人で、現在の保育利用定員は710人であることから、現在の体制で対応可能です。

3号認定の0歳児については、計画期間における利用者の最大見込み人数は令和7年度の105人で、現在の総定員が146人であることから、現在の体制で対応可能です。

3号認定の1歳児については、計画期間における利用者の最大見込み人数は令和8年度の180人で、現在の保育利用定員は188人であることから、現在の体制で対応可能です。

3号認定の2歳児については、計画期間における利用者の最大見込み人数は令和7年度の200人で、現在の保育利用定員は230人であることから、現在の体制で対応可能です。

なお、本計画では各施設の利用定員を基に確保方策の数字を設定していますが、一定条件の範囲内で利用定員を超えた受入も可能であることから、引き続き定員の弾力的運用も行いながら、待機児童ゼロを維持します。

3 教育・保育の一体的提供等の推進と円滑な利用の確保

(1) 認定こども園の普及にかかる基本的考え方

令和6年4月1日現在、本市内の認定こども園は9施設です(一部の保育所は令和7年度から認定こども園に移行)。

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設として設けられ、教育・保育の一体的提供という観点からは大きなメリットが認められる施設です。しかし、私立の保育所においては、運営者の事業に対する考え方やそれぞれの保育方針があり、利用者もその考え方等への共感が利用につながっていることを考慮すると、一律に認定こども園への移行を促進することは適当でないと考えられます。

そのため、保育所から認定こども園への移行については、それぞれの施設並びに運営事業者の意向を尊重することとします。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割等に係る基本的考え方

幼稚園、保育所、認定こども園などの教育・保育施設の役割は、質の高い教育・保育サービスを提供することであり、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業などの事業を行う地域型保育事業所は、教育・保育施設を補完し、就労状況などにより、教育・保育施設におけるサービスを受けることが難しい家庭を支援することを役割とします。

本市には今のところ地域型保育事業所がなく、そもそも教育・保育施設との連携の問題は発生しませんが、もし将来的に地域型保育事業所が認可されることがあれば、市として情報の共有等、両者の連携強化を支援する必要があります。

また、地域子ども・子育て支援事業は、妊娠期を含む全ての子育て家庭をバックアップする役割を担う事業として位置づけ、子育て家庭のニーズを検証しながら、必要な家庭に必要とするサービスが提供できるよう、市の責任において事業の実施体制を整備していきます。

(3) 教育・保育の質の向上

市内の各保育所及び認定こども園では、各施設の運営方針に基づき、定期的な職員研修や保護者との懇談会などを行うことによって、より良い教育・保育サービスに努めるとともに、各園の特色ある保育実践等の報告や情報交換を行い、教育・保育の質の確保に努めています。今後も、教育・保育の質の向上のため、職員の資質向上に向けた研修等の充実と定期的な情報交換を実施します。

また、市内の保育所、認定こども園、小学校、関係団体などとの連携を一層強化し、本市における幼児期の教育及び小学校教育の接続のあり方を明確にし、全ての保育所、認定こども園及び小学校で共通した考え方に基づいた実践を行うことで、こどもの成長に切れ目のない支援とより良い環境づくりを進めます。

(4) 教育・保育施設の円滑な利用の確保

産前・産後休業、育児休業期間中の保護者をはじめ、全ての子育て世帯に対して、子育て支援に関する情報提供や相談支援を継続します。

また、育児休業満了時からの教育・保育施設の利用を希望する保護者が育児休業満了時から円滑に利用できるよう、対象者に対する利用希望の把握に努めるとともに、教育・保育施設との調整をはじめとする計画的な受入方策の検討を進めます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況やアンケート調査の結果等により把握した利用希望などを踏まえた上で、計画期間内の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

(1) 延長保育事業

保育が必要な児童に対し、保育所等において通常の保育時間前後などに保育を行う事業です。

【現状】

延長保育は、市内の保育所、認定こども園31園のうち30園(うち6園は自主事業)で実施しています。近年の実績は510人から594人までの範囲で変動しています。

【量の見込みと確保方策】

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	580	580	580	580	580
②確保方策	600	600	600	600	600
②-①	20	20	20	20	20

近年の実績を踏まえ、毎年度580人の利用を見込みました。

現在の体制で対応できる見込みです。

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労などの理由により、昼間保護者が家庭にいない就学児童に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

【現状】

令和6年4月1日現在、市内27か所の放課後児童クラブで実施しており、全クラブの総利用定員は1,167人となっています。

【量の見込みと確保方策】

(単位:人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	1年生	243	223	207	204	187
	2年生	215	222	204	189	186
	3年生	190	169	175	160	148
	4年生	118	118	104	108	99
	5年生	80	78	77	69	71
	6年生	35	31	30	30	26
	計	881	841	797	760	717
②確保方策		1,167	1,167	1,167	1,167	1,167
②-①		286	326	370	407	450

各学年の推計児童数に、小学生の保護者に対するアンケート調査における学年別利用希望割合を乗じて利用者数を見込みました。

計画期間における利用者の最大見込み人数は令和7年度の881人で、その後は児童数の減少に伴い、徐々に減少が見込まれます。

現在の総定員が1,167人であることから、現在の体制で受入可能です。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護を行う事業です。

【現状】

委託先を1か所確保して実施していますが、令和2～5年度の利用実績はありませんでした。

【量の見込みと確保方策】

(単位:人日/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	24	24	24	24	24
②確保方策	24	24	24	24	24
②-①	0	0	0	0	0

近年の利用実績がないため、月に2人日の利用があると仮定して、年間24人日の利用を見込みました。

現在の委託先で対応できます。

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児のいる子育て中の親子に対する交流の場を設けて、子育てについての相談、情報の提供、その他必要な支援を行う事業です。

なお、本事業は、高齢者、育児、介護、障がい、貧困等に直面する家庭等など、世帯全体の複合化・複雑化した生活課題を包括的に受け止める重層的支援体制整備事業の実施を見据え、取組を進めるものです。

【現状】

市内16か所(うち2か所は休止中)の地域子育て支援センターで、親子の交流やつどいの場の提供、子育てに関する相談や情報の提供等の総合的な子育て支援を実施しています。令和5年度の月あたり利用実績は1,304人日となっています。

【量の見込みと確保方策】

(単位:人日/月)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	1,409	1,328	1,373	1,318	1,269
②確保方策	1,916	1,916	1,916	1,916	1,916
②-①	507	588	543	598	647

近年の実績を踏まえ、各年度の量の見込みを設定しました。

計画期間における最大見込み量は令和7年度の1,409人日で、その後は徐々に減少することが見込まれます。

現在の16か所に対応できる見込みです。

(5) 一時預かり事業（認定こども園における在園児対象型）

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するために、希望のあった在園児を対象として、認定こども園の教育時間の終了後に引き続き預かる事業です。

【現状】

市内の認定こども園の1号認定を対象に実施しています。令和2～5年度の利用実績は4,101～4,544人日で推移しています。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
②確保方策	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
②－①	0	0	0	0	0

近年の実績を踏まえ、毎年度4,500人日の利用を見込みました。

現在の体制で対応できる見込みです。

(6) 一時預かり事業（認定こども園における在園児対象型以外）

家庭での保育が一時的に困難になった児童について、保育所等の施設において預かりを行う事業です。

【現状】

市内全ての保育所、認定こども園で実施しています(自主事業を含みます)。令和5年度の利用実績は336人日／年となっています。

【量の見込みと確保方策】

(単位:人日／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	400	400	400	400	400
②確保方策	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
②-①	700	700	700	700	700

令和5年度の利用実績を参考に、毎年度 400人日の利用を見込みました。

現在の体制で対応できる見込みです。

(7) 病児・病後児保育事業

病児保育とは、児童が病気となった場合に、病院・診療所・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に預かる事業です。

このうち、保育所等が行う病児保育(体調不良型)は、保育中の児童が微熱を出すなど体調不良となった場合に、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応等を図る事業です。

病後児保育とは、児童が病気の回復期にあり、かつ集団保育が困難な期間において、保育所に付設された専用スペースで、看護師等が一時的に預かり必要な保育を行う事業です。

【現状】

令和6年4月1日現在、市内の保育所・認定こども園9園で病児保育(体調不良型)を実施しているほか、島原市と病児保育事業の広域利用に係る協定を締結し、本市のこどもも島原市内にある病児保育施設を利用できるようになっています。令和5年度の利用実績は970人日/年となっています。

【量の見込みと確保方策】

(単位:人日/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	1,000	1,100	1,200	1,200	1,200
②確保方策	1,100	1,200	1,300	1,300	1,300
②-①	100	100	100	100	100

令和5年度の利用実績を参考に利用量を見込み、令和9年度以降は毎年度1,200人日と設定しました。

一部の保育所等において、新たに事業を実施することで、対応できる見込みです。

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

乳幼児から小学生までの家庭の保護者と援助を行いたい人との相互活動を支援する会員制の事業です。

【現状】

この事業は、保育施設までの送迎、保護者の急用や小学生の放課後の預かり等を対象としたものですが、本市では、ファミリーサポートセンター事業自体が未実施です。

【量の見込みと確保方策】

アンケート調査の結果では、小学生の放課後の預かりについて、新たにファミリーサポートセンター事業を開始するほどのニーズは認められませんでした。

小学生の放課後の預かりについては、放課後児童クラブの利用で、ニーズを満たせるものと考えられます。

今後において社会の変化に伴い、ニーズの高まりが確認されたような場合は、確保方策の検討を行っていきます。

(9) 利用者支援事業

児童及びその保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園における教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所に専門の支援員を配置し、相談への対応や情報提供、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

なお、本事業は、高齢者、育児、介護、障がい、貧困等に直面する家庭等など、世帯全体の複合化・複雑化した生活課題を包括的に受け止める重層的支援体制整備事業の実施を見据え、取組を進めるものです。

【現状】

本市では、「基本型」として、南島原市こども未来課(南有馬庁舎内)において、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握するとともに、子育て支援に関する情報の提供、子育て支援事業や保育所等の利用にあたっての助言・支援を行っています。

【量の見込みと確保方策】

(単位:か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

現状どおり、こども未来課窓口1か所で、子育てに関する情報提供や相談対応等を実施していきます。

※南島原市こども家庭センター(こども未来課)は、基本型、こども家庭センター型、妊婦等包括相談支援事業型のそれぞれの機能を備えています。

(10) 妊婦健康診査

妊婦の健康管理の充実及び妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図るため、市が妊婦健康診査に係る費用を一部負担することで、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする事業です。

【現状】

母子健康手帳交付時に14回分の妊婦健康診査受診票を発行しています。

令和5年度の実績は、のべ対象者数(妊娠届出数×1人あたり受診票交付枚数)2,198人に対し、のべ受診者数1,881人、受診率85%となっています。

【量の見込みと確保内容】

(単位:人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
のべ受診者数	2,408	2,324	2,226	2,142	2,072

計画期間中に推定される出生数に、1人あたりの最大健診回数14回を乗じて量を見込みました。

現状どおり、母子健康手帳を交付する際に、妊婦健康診査受診票を併せて交付します。

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげています。

令和5年度の訪問実績は152人となっています。

【量の見込みと確保内容】

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
訪問者数	172	166	159	153	148

計画期間中の0歳児人口の推計値をもとに量を見込みました。

現状どおり、保健師、助産師、母子保健推進員による全対象家庭の訪問を行います。

(12) 妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）

令和6年度の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、主に妊婦・その配偶者に対して面談等により情報提供や相談等を行う伴走型相談支援事業です。

【現状】

全ての妊産婦に対して妊娠届出時、妊娠8か月時、出生後に助産師等が身近な相談に応じています。令和5年度の面談実績は425人となっています。

【量の見込みと確保内容】

(単位:人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
面談回数	516	498	477	459	444

計画期間中の0歳児人口の推計値に面談回数3回を乗じて、量を見込みました。

現状どおり、出産・育児の見通しを一緒に立てるため、市こども家庭センターの助産師等が、妊娠届出時、妊娠8か月頃、出産後の3回面談等を行います。

(13) 妊婦のための支援給付交付金

妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、支援を効果的に組み合わせるために実施し、妊婦等の身体的・精神的ケア及び経済的支援を行う事業です。

【現状】

出産・子育て応援交付金(妊婦のための支援給付交付金)として、母子手帳交付時の面談後に妊婦1人あたり50,000円の給付、出生後の面談後に子ども1人あたり50,000円の給付を行っています。

令和5年度の支給は、出産応援給付金の対象となる妊婦は144人、子育て応援給付金の対象となる子どもは146人となっています。

【量の見込みと確保内容】

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
出産応援 交付人数	172	166	159	153	148
子育て応援 交付人数	172	166	159	153	148

妊婦のための支援給付交付金の妊婦、交付対象の子どもは計画期間中の0歳児人口の推計値を見込みました。

妊娠であることの申請をもって50,000円の給付を行い、出生届(流産・死産については胎児数の届け出)をもって子どもの数×50,000円の給付を行います。

(14) 産後ケア事業

令和6年の子ども・子育て支援法改正に伴い地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた事業で、産後1年未満の母子に対して、助産師、保健師等による心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるように支援する事業です。

【現状】

産後1年未満の母子に対して、ショートステイ(宿泊)、デイケア、訪問ケアを行っています。令和5年度の実績は、ショートステイ57回、デイケア44回、訪問ケア37回となっています(島原半島内産婦人科医院、県助産師会への委託事業)。

【量の見込みと確保内容】

〔ショートステイ〕 7日間以内(平均利用回数3回) (単位:人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用回数	93	90	86	83	80
利用率	18%	18%	18%	18%	18%

〔デイケア〕 4時間以内:3回以内(平均利用回数2回) (単位:人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用回数	69	66	67	64	65
利用率	20%	20%	21%	21%	22%

〔訪問ケア〕 2時間程度:3回以内(平均利用回数3回) (単位:人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用回数	62	60	62	60	62
利用率	12%	12%	13%	13%	14%

実績を踏まえ、計画期間中の推計児童人口を勘案しながら、量の見込みを設定しました。現状どおり、ショートステイ、デイケア、訪問ケアを実施していきます。

(15) 養育支援訪問事業

支援が特に必要な家庭を助産師等が継続的に訪問し、保護者に対して養育に関する指導・助言などを行う事業です(ただし、これまでの育児・家事援助は、令和4年児童福祉法改正により新設された子育て世帯訪問支援事業に移行しました)。

【現状】

家庭及び地域における養育機能が低下し、児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、加重的な負担がかかる前の段階において、助産師等が家庭訪問を行い、当該家庭における安定した養育ができるよう継続的な支援を行っています。

【量の見込みと確保内容】

(単位:人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
のべ訪問人数	12	11	10	10	9

前計画期間中の実績を踏まえ、計画期間中の推計児童人口を勘案しながら、量の見込みを設定しました。

乳幼児家庭全戸訪問事業の訪問結果や関係機関からの情報提供等に基づき、育児ストレス、産後うつ等の問題により子育てに対して不安を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、助産師等が継続的に訪問を行い、育児相談・指導等を行います。

(16) 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事支援、育児支援、子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言、母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供等を行う事業です。

【量の見込みと確保内容】

(単位:人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
のべ訪問人数	69	66	60	57	54

前計画期間中の実績を踏まえ、計画期間中の推計児童人口を勘案しながら、量の見込みを設定しました。

養育支援訪問事業と同様の方法で、ニーズに対応していきます。

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

こどものための教育・保育給付を受けていない(保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業所に通っていない)0歳6か月から満3歳未満のこどもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、こども及び保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談並びに保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

令和7年度は子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業の一つである乳児等通園支援事業として実施され、令和8年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付(乳児等のための支援給付)として本格実施されます。

【量の見込みと確保内容】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所数(か所)	0	8	8	8	8
利用人数(人)	0	44	45	43	38
量の見込(時間/月)	0	440	450	430	380
必要定員数(人)	0	4	4	4	4

利用人数は、未就園児童数の推計値、量の見込みは利用人数に1人あたり利用時間月10時間に乗じて見込みました。また、必要定員数は、量の見込み(時間)を月の総利用可能時間176(8時間×22日)で除した数値を切り上げた人数としています。

令和8年度からの本格実施に向けて提供体制の確保を図ります。

(18) その他の事業への取組

これまで記載したとおり、ライフステージを通して、あるいはライフステージごとに様々な事業を実施していきませんが、その一方で、こども行政に対するニーズは日々変化しています。社会の変化やニーズの高まりに柔軟に対応するべく、現在実施を予定していない事業や今後創設される事業についても、積極的に対応していきます。

第 6 章

計画を実現するために

1 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

こどもや若者、子育て当事者が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、必要な情報をわかりやすく提供するとともに、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革を図ります。

また、地域や企業におけるこども・子育てを応援する意識の啓発や妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮に関する市民の理解・協力の促進など、様々な取組を通じてこどもや子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成していきます。

2 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、全てのこどもとその保護者に適切な子育て環境が等しく確保されるよう、庁内連携はもとより、国・県をはじめとする庁外の各関係機関と連携し、総合的かつ計画的に施策を実施していくこととします。

また、本計画の推進にあたっては、実際に子育てをされている家庭、その家庭を支援する地域や事業者についても、共にその役割を担っていただき、地域のみんなでこどもと子育てを見守り支えることによって、「人の優しさにふれ 健やかで 夢を語れるこどもが育つまち」の実現を図ります。

3 計画の進捗管理

本計画については、こども未来課が中心となって、毎年進捗状況を把握・点検し、「南島原市子ども・子育て会議」において、その内容の報告を行います。

また、計画の進捗状況については、市ホームページ等で公表を行い、市民への周知を図るとともに、こどもや若者の意見公募の機会を設けます。

南島原市こども計画

令和7年3月

発行 長崎県南島原市
企画・編集 南島原市こども未来課

〒859-2412 長崎県南島原市南有馬町乙 1023 番地
TEL 0957-73-6652
FAX 0957-85-3142
